

関係団体の長様

長野県健康福祉部長

食品、添加物等の規格基準の一部改正について(通知)

このことについて、令和5年11月30日付け健生発1130第4号により、厚生労働省健康・生活衛生局長から別添写しのとおり、通知がありましたので、御了知いただくとともに、関係事業者への周知について御配意願います。

記

1 趣旨

食品衛生法第18条第3項の規定の基づき政令で定める材質(合成樹脂をいう。以下同じ。)の原材料であって、これに含まれる物質(その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。)ごとに定められた器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量については、同条第1項の規格に定められたものでなければならないとされている。この規格は規格基準告示の別表第1(以下「ポジティブリスト」という。)に規定され、令和2年6月1日から適用されている。

ただし、令和2年6月1日より前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されていた器具又は容器包装と同様のものは、ポジティブリストに掲げられているものとみなすことができ、令和7年5月31日までの経過措置期間は、引き続き使用することができる。

この経過措置が終了するまでの間に、令和2年6月1日より前に器具若しくは容器包装の原材料として使用実態があった物質について規格基準告示中のポジティブリストの最終化を行うこととしていたところ、今般、当該リストが取りまとめられたため、規格基準告示の改正を行うものである。

2 主な内容

規格基準告示第3 器具及び容器包装の部A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の8(ポジティブリストを含む。)の対象範囲を次のように整理した。

- (1)別表第1第1表は合成樹脂中の重合体であり分子量が1000以上のもの、かつ、常温常圧で固形状のもの(以下「基材」という。)とした。また、使用可能食品区分、使用温度、特記事項の削除を行った。
- (2)別表第1第2表は原則として分子量が1000未満であり基材の物理的又は化学的性質を変化させ、最終製品中に化学反応せず残存することを意図して用いられる有機低分子物質(以下

「添加剤」という。)を規定した。ただし、分子量が1000以上のものであっても、常温常圧で液状のもの又は特殊な官能基を有しその官能基が基材に対して特有の効果を発揮するものについては添加剤として第2表に収載した。

- (3) 合成樹脂のポジティブリストの管理の対象範囲を整理したことによる削除、物質名の統合、制限の変更等を含む所要の改正を行った。

### 3 運用上留意すべき主な事項

規格基準告示(第3 器具及び容器包装の部A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項) 関係

#### 【ポジティブリストの対象範囲等について】

- (1) 複数の層で構成される器具又は容器包装に使用される合成樹脂の原材料に含まれる物質については、ポジティブリストの対象範囲を以下のとおりとする。
- i 全ての層が合成樹脂で構成された層(以下「合成樹脂の層」という。)である場合、法第18条第3項ただし書の規定により、食品に接触しない層については、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量(以下「おそれのない量」という。)を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和しないよう加工されている場合は、ポジティブリストの対象外とする。
  - ii 食品に接触する層が合成樹脂以外の材質で構成された層(以下「合成樹脂以外の層」という。)であり、当該層以外に合成樹脂の層がある場合は、当該合成樹脂の層はポジティブリストの対象外とする。
  - iii 食品に接触する層が合成樹脂の層であり、かつ食品に接触しない層に合成樹脂以外の層がある場合については、当該合成樹脂以外の層から食品接触面側の層のうち合成樹脂の層のみポジティブリストの対象とする。ただし、法第18条第3項ただし書の規定により、ポジティブリストの対象外となる場合がある。
- (2) ポジティブリストの対象範囲の整理により、以下のものはポジティブリストの対象外とする。なお、ポジティブリストの対象外の物質は、ポジティブリストへの収載がなくても引き続き使用可能であるが、事業者においては従前の管理を遵守し、自らの責任において安全性の確保を行う必要があること。また、これらに新たな知見として人への健康影響が明らかとなった場合、必要に応じて規格基準告示に別途規格等を定めることとした。
- i 合成樹脂以外の材質の原材料に該当する物質
  - ii 器具・容器包装から放出され、食品に移行して作用することを目的とする物質
  - iii 帯電防止、防曇等を目的として、器具・容器包装の原材料等の表面に付着させる液体状または粉体状の物質
  - iv 原材料に含まれる物質が化学的に変化して生成した物質
  - v 最終製品に残存することを意図しない物質

#### 【第8号(1)および第8号(2)について】

- (1) 別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等並びに別表第1第2表の通し番号108(1)及び108(2)に規定する「第1表に該当する重合体」を構成するモノマー等については、「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」

(令和5年11月30日付け厚生食基発1130第1号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知)を参照すること。

- (2)別表第1第2表にある特記事項欄において、特段の定めがある場合の具体的内容その他特記事項に記載する内容については、「食品、添加物等の規格基準別表第1第2表の特記事項欄において特段の定めがある場合等について」(令和5年11月30日付け厚生食基発1130第4号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知)を参照すること。

#### 4 適用期日等

- (1)令和7年6月1日から適用される。

- (2)令和2年6月1日の時点で既に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されていた器具又は容器包装と同様のものは、ポジティブリストに掲げられているものとみなすことができ、令和7年5月31日までの経過措置期間は、引き続き使用することができる。本経過措置中の「同様のもの」とは、令和2年6月1日より前に製造、輸入、販売、使用されていた器具又は容器包装に使用されていた物質(合成樹脂の原材料に限る。)を、その使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいう。したがって、これまで使用経験のない基材に対して添加剤を使用する場合、添加剤をこれまで使用経験のない量に増量して使用する場合等は本経過措置の対象とはならないため、製造記録や輸入実績等によりこれまで使用されていた範囲内であることが説明できる必要がある。

なお、令和7年5月31日までは、「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第18条第3項の施行に伴う関係告示の整備について」(令和2年5月1日付け生食発0501第6号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。最終改正：令和3年8月5日付け生食発0805第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「令和2年5月1日通知」という。)による取扱いを行うこと。

#### 5 関係通知の改正等

- (1)令和2年5月1日通知は、適用期日を以て別紙のとおり改正する。具体的には、改正後の規格基準告示の適用に伴い、令和2年告示に関する事項を削除し、またその他所要の改正を行うものである。
- (2)「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第18条第3項の施行に伴う関係告示の整備について」(令和2年4月28日付け生食発0428第4号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全審議官通知)は、本通知を以て廃止する。

#### 6 その他

- (1)ポジティブリストへの収載の有無に関わらず、法第16条により、有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着して人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装または食品に接触して有害な影響を与えることにより人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならないこととしていることに留意すること。

(2) 令和2年告示により定められた現行のポジティブリストに係る内容は、その関係書類を厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載して公表しているが、令和6年4月1日以降は生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により食品衛生基準行政が消費者庁に移管することに伴い、消費者庁に備え置いて縦覧に供するとともに、消費者庁のホームページに掲載する。

(問合せ先)

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係  
(担当) 松本、河原

直通電話 026-235-7155

防災電話 8321-2661

FAX 026-232-7288

E-mail [shokusei@pref.nagano.lg.jp](mailto:shokusei@pref.nagano.lg.jp)

厚生発 1130 第 4 号  
令和 5 年 11 月 30 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

### 食品、添加物等の規格基準の一部改正について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 324 号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生労働省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されたところです。

改正の概要等は下記のとおりですので、その運用に遺漏がないようお願いいたします。また、当該改正の概要等について、関係者への周知方よろしくお願ひします。

### 記

#### 第 1 趣旨

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 18 条第 3 項の規定に基づき政令で定める材質（合成樹脂をいう。以下同じ。）の原材料であって、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を除く。）ごとに定められた器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量については、同条第 1 項の規格に定められたものでなければならないとされている。その規格を食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和 2 年厚生労働省告示第 196 号。以下「令和 2 年告示」という。）により規格基準告示の別表第 1（以下「ポジティブリスト」という。）に規定し、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）の施行の日である令和 2 年 6 月 1 日（以下「平成 30 年改正施行日」という。）から適用している。ただし、令和 2 年告示においては、平成 30 年改正施行日より前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装と同様のものが同日から起算して 5 年を経

過する日（令和7年5月31日）までの間に販売の用に供するために製造され、若しくは輸入される場合、それに使用される原材料であって合成樹脂のものについては、ポジティブリストに掲げられているものとみなすことができるとする経過措置が設けられている。

この経過措置が終了するまでの間に、平成30年改正施行日前に器具・容器包装の原材料として使用実態があった物質について規格基準告示中のポジティブリストの最終化を行うこととしていたところ、今般、当該リストが取りまとめられたため、規格基準告示の改正を行うものである。

## 第2 主な内容

規格基準告示第3 器具及び容器包装の部A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の8（ポジティブリストを含む。）の対象範囲を次のように整理したこと。

- (1) 別表第1第1表は合成樹脂中の重合体であり分子量が1000以上のもの、かつ、常温常圧で固形状のもの（以下「基材」という。）としたこと。また、使用可能食品区分、使用温度、特記事項の削除を行ったこと。
- (2) 別表第1第2表は原則として分子量が1000未満であり基材の物理的又は化学的性質を変化させ、最終製品中に化学反応せず残存することを意図して用いられる有機低分子物質（以下「添加剤」という。）を規定したこと。ただし、分子量が1000以上のものであっても、常温常圧で液状のもの又は特殊な官能基を有しその官能基が基材に対して特有の効果を発揮するものについては添加剤として第2表に記載したこと。
- (3) 合成樹脂のポジティブリストの管理の対象範囲を整理したことによる消除、物質名の統合、制限の変更等を含む所要の改正を行ったこと。

なお、官報掲載を省略した改正後のポジティブリストについては、令和5年11月30日から令和6年3月31日までの間は厚生労働省のホームページに、令和6年4月1日以降は生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行により食品衛生基準行政が消費者庁に移管することに伴い、消費者庁のホームページに掲載する。

## 第3 運用上留意すべき事項

1 規格基準告示（第3 器具及び容器包装の部A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項）関係

イ ポジティブリストの対象範囲等について

- (1) 複数の層で構成される器具又は容器包装に使用される合成樹脂の原材料に含まれる物質については、ポジティブリストの対象範囲を以下のとおりとすること。
  - i 全ての層が合成樹脂で構成された層（以下「合成樹脂の層」という。）である場合、法第18条第3項ただし書の規定により、食品に接触しない層については、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（以下「おそれのない量」という。）を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和しないよう加工されている場合は、ポジティブリストの対象外であること。

- ii 食品に接触する層が合成樹脂以外の材質で構成された層（以下「合成樹脂以外の層」という。）であり、当該層以外に合成樹脂の層がある場合は、当該合成樹脂の層はポジティブリストの対象外であること。
  - iii 食品に接触する層が合成樹脂の層であり、かつ食品に接触しない層に合成樹脂以外の層がある場合については、当該合成樹脂以外の層から食品接触面側の層のうち合成樹脂の層のみポジティブリストの対象であること。ただし、法第18条第3項ただし書の規定により、ポジティブリストの対象外となる場合があること。
- (2) ポジティブリストの対象範囲の整理により、以下のものはポジティブリストの対象外となること。なお、ポジティブリストの対象外の物質は、ポジティブリストへの収載がなくても引き続き使用可能であるが、事業者においては従前の管理を遵守し、自らの責任において安全性の確保を行う必要があること。また、これらに新たな知見として人への健康影響が明らかとなった場合、必要に応じて規格基準告示に別途規格等を定めることとしたこと。
- i 合成樹脂以外の材質の原材料に該当する物質
    - (例) ・ 熱可塑性を持たない弾性体（ゴムの原材料に該当する物質）
    - ・ 無機物質
    - ・ 天然物（ロジン、ナフサ等の抽出物、蒸留物等を含む。ただし、特定の成分のみを精製して得られた物質および類縁物質群を除く。）
    - ・ 天然物の化学反応物（化学修飾処理されたセルロースを除く。）
  - ii 器具・容器包装から放出され、食品に移行して作用することを目的とする物質
  - iii 帯電防止、防曇等を目的として、器具・容器包装の原材料等の表面に付着させる液体状または粉体状の物質
  - iv 原材料に含まれる物質が化学的に変化して生成した物質
  - v 最終製品に残存することを意図しない物質
- ロ 第8号本文について
- (1) 「着色料として使用される場合にあつてはこの限りでない。」は、添加剤のうち、着色の目的に限って使用される物質は、その使用される器具又は容器包装が規格基準告示第3 器具及び容器包装の部A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項第5号の規定を満たすことを前提として、別表第1第2表に該当しないこと。なお、着色の目的以外の目的で使用される場合は、別表第1第2表に該当すること。
- ハ 第8号(1)について
- (1) 別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等については、「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」（令和5年11月30日付け厚生食基発1130第1号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知）を参照されたいこと。

- (2) ブロック重合体の場合、構成する単位重合体の分子量が 1000 以上のものは、その単位重合体ごとに基材であるとみなすこと。また、グラフト重合体の場合、構成する幹ポリマー及び枝ポリマーのうち分子量が 1000 以上のものは、その構成ポリマーごとに基材であるとみなすこと。

ニ 第 8 号(2)について

- (1) 基材は、その使用実態及び合成樹脂の特性を踏まえて別表第 1 第 1 表における材質区分（以下単に「区分」という。）を 5 つに区分したこと。
- i 別表第 1 第 1 表の材質区分欄に「1」とあるのは、ガラス転移温度若しくはボールプレッシャー温度が 150℃以上の重合体又は架橋構造を有し、融点が 150℃以上の重合体その他これに類するもの（区分 2 及び 4 に該当するものを除く。）であることを示すこと。
  - ii 別表第 1 第 1 表の材質区分欄に「1 又は 3」とあるのは、ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が 150℃以上の重合体その他これに類するもの（区分 2 及び 4 に該当するものを除く。）は区分 1、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が 150℃未満の重合体その他これに類するもの（区分 2 及び 4 に該当するものを除く。）は区分 3 であることを示すこと。
  - iii 別表第 1 第 1 表の材質区分欄に「2」とあるのは、炭化水素を主なモノマーとする重合体（区分 4 に該当するものを除く。）であることを示すこと。
  - iv 別表第 1 第 1 表の材質区分欄に「2 又は 3」とあるのは、炭化水素を主なモノマーとする重合体（区分 4 に該当するものを除く。）であって、重合体を構成する成分に対して、アクリル酸、アクリロニトリル、N-フェニルマレイミド、無水マレイン酸及びメタクリル酸の合計が 10%以上のものは区分 3、それ以外のものは区分 2 であることを示すこと。
  - v 別表第 1 第 1 表の材質区分欄に「3」とあるのは、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が 150℃未満の重合体その他これに類するもの（区分 2 及び 4 に該当するものを除く。）であることを示すこと。
  - vi 別表第 1 第 1 表の材質区分欄に「4」とあるのは、塩素置換エチレンを主なモノマーとする重合体であることを示すこと。
  - vii 別表第 1 第 1 表の材質区分欄に「4 又は 5」とあるのは、被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体であることを示し、重合体を構成する成分に対して、塩化ビニリデン及び塩化ビニルの合計が 50%以上含むものは区分 4、それ以外のものは区分 5 であることを示すこと。
- (2) 別表第 1 第 2 表における材質区分別使用制限は、器具又は容器包装に使用される原材料（合成樹脂及び合成樹脂以外の材質を含む。）の全重量に対する添加剤の重量の許容される割合として適用すること。
- (3) 基材を複数混合又は結合する場合、別表第 1 第 2 表に物質名に掲げる物質の材質区分別使用制限は、各区分の基材の重量比から算出した値を適用すること。ただし、いずれかの区分の基材（特定の区分に複数の基材を含む場合は、それらの重量を合算する。）の重量割合がすべての基



材の重量に対して50%を超える場合は、当該材質区分の区分別使用制限を上限として適用することができる。なお、基材を複数混合又は結合する場合とは、ブロック重合体、グラフト重合体などがあること。

- (4) 各区分毎の基材の重量比から算出した値を適用して使用制限を満たす合成樹脂及び特記事項の特段の定めを満たす合成樹脂のうち一又は複数を混合した場合、その混合物は別表第1に掲げる原材料に含まれる物質として使用制限を満たしていると見なすことができること。
- (5) 別表第1第1表に掲げる「被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体」については、ガラス転移温度若しくはボールプレッシャー温度が150℃以上の重合体又は架橋構造を有し、融点が150℃以上の重合体であるか否かにより、別表第1第2表の物質名欄に掲げる物質に対する材質区分別使用制限が異なることに留意すること。
- (6) 特記事項欄において特段の定めがある場合とは、使用温度、対象食品、材質の厚さ、食品への直接接触の有無、使用量の合計量に係る事項の記載がある場合であること。また、特段の定めがある場合の具体的内容その他特記事項に記載する内容については、「食品、添加物等の規格基準別表第1第2表の特記事項欄において特段の定めがある場合等について」(令和5年11月30日付け厚生食基発1130第4号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知)を参照されたいこと。
- (7) 別表第1第2表の通し番号108(1)及び108(2)に規定する「第1表に該当する重合体」を構成するモノマー等については、「食品、添加物等の規格基準別表第1第1表に規定する基材を構成するモノマー等について」(令和5年11月30日付け厚生食基発1130第1号厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課長通知)を参照されたいこと。

#### 第4 適用期日等

令和7年6月1日から適用されるものであること。ただし、平成30年改正施行日前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装と同様のものがこの告示の適用の際現に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている場合、それに使用される合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質については、別表第1に掲げられているものとみなすことができる。本経過措置中の「同様のもの」とは、平成30年改正施行日より前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装に使用されていた物質(合成樹脂の原材料に限る。)をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいうこと。したがって、これまで使用経験のない基材に対して添加剤を使用する場合、添加剤をこれまで使用経験のない量に増量して使用する場合等は本経過措置の対象とはならないため、製造記録や輸入実績等によりこれまで使用されていた範囲内であることが説明できる必要があること。

なお、令和7年5月31日までは、「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第18条第3項の施行に伴う関係告示の整備につい

て」(令和2年5月1日付け生食発 0501 第6号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。最終改正：令和3年8月5日付け生食発 0805 第1号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「令和2年5月1日通知」という。)による取扱いを行うこととする。

#### 第5 関係通知の改正等

- 1 令和2年5月1日通知は、適用期日を以て別紙のとおり改正すること。具体的には、改正後の規格基準告示の適用に伴い、令和2年告示に関する事項を削除し、またその他所要の改正を行うものであること。
- 2 「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第18条第3項の施行に伴う関係告示の整備について」(令和2年4月28日付け生食発 0428 第4号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全審議官通知)は、本通知を以て廃止すること。

#### 第6 その他

- 1 ポジティブリストへの収載の有無に関わらず、法第16条により、有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着して人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装または食品に接触して有害な影響を与えることにより人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならないこととしていることに留意すること。
- 2 令和2年告示により定められた現行のポジティブリストに係る内容は、その関係書類を厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載して公表しているが、令和6年4月1日以降は生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行により食品衛生基準行政が消費者庁に移管することに伴い、消費者庁に備え置いて縦覧に供するとともに、消費者庁のホームページに掲載すること。

改正後	改正前
<p>第1 趣旨</p> <p>改正法の施行に伴い、新法第18条第3項の規定に基づき政令で定める材質（合成樹脂をいう。以下同じ。）の原料であって、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化する生成した物質を除く。）ごとに定められた器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量について、食品衛生法（以下「法」という。）第18条第1項の規格に定められたものでなければならず、その規格を食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）に規定したところである。</p> <p>また、新法第18条第3項ただし書の規定により、合成樹脂が食品に接触する部分に使用されず、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（以下「おそれのない量」という。）を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和しないよう加工されている場合には、規格基準告示に規定されたポジティブリストに収載された物質以外のものも使用可能とされていることから、今般おそれのない量を定めたとある。</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>改正法の施行に伴い、新法第18条第3項の規定に基づき政令で定める材質（合成樹脂をいう。以下同じ。）の原料であって、これに含まれる物質（その物質が化学的に変化する生成した物質を除く。）ごとに定められた器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量について、食品衛生法（以下「法」という。）第18条第1項の規格に定められたものでなければならず、合成樹脂製の器具又は容器包装及び他の材質の器具又は容器包装であって食品接触面に合成樹脂の層が形成されている場合の合成樹脂（以下「合成樹脂製の器具又は容器包装等」という。）について、ポジティブリスト制度が導入されることとなった。これを踏まえ、合成樹脂製の器具又は容器包装等の規格を食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）に規定したところである。</p> <p>また、新法第18条第3項ただし書の規定により、合成樹脂が食品に接触する部分に使用されず、人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（以下「お</p>
記	記

なお、規格基準告示第3 器具及び容器包装の部D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格の項第2号(2)の適用については、別表第1第1表の物質名欄に掲げる物質の名称にかかわらず、従前から変更はないこと。

第2 主な内容  
(1) (削除)

それのない量」という。)を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和しないよう加工されている場合には、規格基準告示に規定されたポジティブリストに記載された物質以外のものも使用可能とされていることから、今般おそれのない量を定めたところである。

なお、規格基準告示第3 器具及び容器包装の部D 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格の項第2号(2)の適用については、別表第1第1表(1)及び(2)の表の物質名欄に掲げる物質の名称にかかわらず、従前から変更はないこと。

第2 主な内容

(1) 規格基準告示関係

合成樹脂製の器具又は容器包装等の規格として、規格基準告示第3 器具及び容器包装の部A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項に新法第18条第3項に規定される「政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質」に関する規格を定めたこと。

イ (略)

ロ 別表第1に掲げる原材料であって、これに含まれる物質についての規定を定めたこと。

なお、官報掲載を省略した規格基準告示の改正部分については、以下の厚生労働省のホームページで閲覧が可能である。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05148.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html)

(令和2年4月28日現在)

(2) (略)

### 第3 適用期日

令和2年6月1日から適用されるものであること。

### 第3 適用期日

令和2年6月1日から適用されるものであること。

規格基準告示については、令和2年6月1日より前に販売され、販売の用に供するため製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装と同様のもの（以下「経過措置対象のもの」という。）が同日から起算して5年を経過する日（令和7年5月31日）までの間に販売の用に供するため製造され、若しくは輸入される場合、それに使用される原材料であって合成樹脂のものについては、別表第1に掲げられているものとみなすことができる。なお、本経過措置中の「同様のもの」とは、令和2年6月1日より前に販売され、販売の用に供するために製造され、若しくは輸入され、又は営業上使用されている器具又は容器包装に使用されていた物質（合成樹脂の原材料に限る。）をその使用されていた範囲内で使用して製造又は輸入された器具又は容器包装をいうこと。そのため、これまで使用経験のない合成樹脂区分の基ポリマーに対して添加剤を使用する場合、添加剤をこれまで使用経験の

ない量に増量して使用する場合、又は製造記録や輸入実績等によりこれまで使用されていた範囲内であることが説明できない場合は、本経過措置の対象とならないこと。

第4 運用上留意すべき事項

1 (削除)

第4 運用上留意すべき事項

1 規格基準告示 (第3 器具及び容器包装の部A 器具

若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項)

関係

イ 第8号本文について

(1) 別表第1に規定する物質は最終製品に残存することを意図して使用されるものとし、同第1表(1)から(3)までは基ポリマー、同第2表は添加剤等を規定したこと。

(2) 別表第1第1表(1)又は(2)に規定される基ポリマーを混合して、それらが化学的に反応して新たなポリマーが生成される場合は、当該各基ポリマーとは別に、生成するポリマーを同表(1)又は(2)に規定する必要があること。また、同表(1)の基ポリマー及び同表(2)の基ポリマーを混合した場合は、塗膜としての用途以外で使用できないこと。

(3) ポリマー構造を有する物質のうち、基ポリマー以外のもの (通常、単独では器具又は容器包装の基本をなすことができないものをいう。) であって、添加剤の用途で使用されるものについては、添加剤として別表第1第2表において管理すること。

	<p>(4) <u>添加剤のうち、着色の目的に限って使用される物質は、その使用される器具又は容器包装が規格基準告示第3 器具及び容器包装の部A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格の項第5号の規定を満たすことを前提として、別表第1第2表に規定しないこと。なお、着色の目的以外の目的で使用される場合は、当該目的で別表第1第2表に規定される必要があること。</u></p> <p>ロ <u>第8号(1)について</u></p> <p>(1) <u>基ポリマーの製造に用いられる物質のうち、触媒及び重合助剤（重合開始剤、連鎖移動剤、末端停止剤等）は、その重合反応を補助することが目的であつて、基ポリマーの構造に取り込まれることを目的とするものではないため、ポジティブリスト制度の対象物質として管理しないこと。また、基ポリマーの原料モノマー中の不純物及び添加剤中の不純物等、意図せず製造工程中に存在する物質も、ポジティブリスト制度の対象物質としては管理しないこと。なお、これら最終製品に残存することを意図しない物質は、必要に応じて規格基準告示に別途規格等を定めて管理することとしたこと。</u></p> <p>(2) <u>別表第1第1表(1)及び(2)における食品区分は、「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針（令和元年5月28日食品安全委員会決定）」（以下単に「評価指針」という。）において定義された食品</u></p>
--	---

区分と同じものであること。

- i 酸性食品とは、食品中又は食品表面の pH が 4.6 以下の食品をいうこと。
- ii 油脂及び脂肪性食品とは、食品中又は食品表面の油脂含有量が 20%以上の食品をいうこと。
- iii 乳・乳製品とは、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）第 2 条で規定される食品のうち、食品中又は食品表面の油脂含有量が 20%未満の食品をいうこと。
- iv 酒類とは、アルコール濃度が 1 体積%以上の飲料をいうこと。
- v その他の食品とは、上記 i から iv までは該当しない食品とすること。

(3) 別表第 1 第 1 表(1)又は(2)の基ポリマーを混合する場合、混合前の各基ポリマーの食品区分欄に規定された使用可能な食品のうち、共通する食品区分についてのみ使用可能であり、また、混合前の各ポリマーの最高温度欄に規定された温度のうち、最も低い温度が当該基ポリマーの最高温度として適用されること。

ハ 第 8 号(2)について

(1) 基ポリマーは、別表第 1 第 1 表(1)又は(2)の物質名欄に掲げる物質により構成されなければならない。ただし、同表(1)又は(2)の表の物質名欄に掲げる物質を 98%を超えて含み、それ以外の部分は同表(3)



の表に掲げる物質で構成されるものは、別表第1第1表(1)又は(2)の表に新たに個別に規定される必要はないこと。

### 三 第8号(3)について

(1) 塗膜とは、塗料及び類似のコロatering材料から成るものであって、基材上に形成又は沈着される層状の被膜をいい、基ポリマー及び必要に応じてこれに加える添加剤等により構成されるものであること。

### ホ 第8号(4)について

(1) 基ポリマーは、その使用実態及び合成樹脂の特性を踏まえて7つに区分したこと。別表第1第1表(1)及び(2)における合成樹脂区分(以下単に「区分」という。)1は、耐熱性の高いものであり、架橋構造を有し、融点が150℃以上のもの又はガラス転移温度、ポールプレッシャー温度、荷重たわみ温度等が150℃以上のものとする。また、同表における区分2及び3は、添加剤等の溶出傾向を考慮して区分することを意図したものであり、吸水率0.1%以下のものを区分2、0.1%を超えるものを区分3とすること。これらの測定方法については、日本産業規格を参考にすること。基ポリマーは原則として上記により区分されるが、使用実態及び合成樹脂の特性を総合的に踏まえて区分される場合があること。例えば、同表における区分5から7までに該当するものであつて

	<p>も、用途が限定され、消費係数（器具又は容器包装の特定の種類の材質に接触する食事量の割合を推定して得た係数をいう。）が極めて小さい場合に区分1、2又は3とされる場合がある。（区分については、評価指針別紙2の別表4を参照。）</p> <p>(2) 別表第1第2表における合成樹脂区分別使用制限は、混合前の各樹脂の重量に応じて適用されること。ただし、同表の特記事項欄において特段の定めがある場合にはこの限りでないこと。</p> <p>(3) 別表第1第2表における合成樹脂区分別使用制限は、基ポリマー及び添加剤の重量全体に対する添加剤重量の割合であること。</p> <p>(4) 別表第1第2表の特記事項欄に記載されている「厚さ」とは、当該添加剤等を添加等している合成樹脂又は合成樹脂の層における食品接触面に対して垂直な方向に持つ長さをいうこと。</p> <p>△ その他</p> <p>(1) 塗布剤とは、帯電防止、防曇等を目的として、合成樹脂の表面に付着させる液体状又は粉体状の物質をいい、別表第1第2表に規定される。この場合、塗布剤の使用制限は、単位面積あたりの量として規定されるものであること。</p>
<p>2 おそれのない量の告示関係 イ (略)</p>	<p>2 おそれのない量の告示関係 イ (略)</p>

ロ 食品擬似溶媒を用いて、おそれのない量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないように器具又は容器包装が加工されていることを確認する場合は、「食品用器具及び容器包装に関する食品健康影響評価指針(令和元年5月28日食品安全委員会決定)」別紙2の溶出試験法によることを基本とすること。

ハ～ホ (略)

ハ 食品非接触面に使用される物質の溶出試験結果等がおそれのない量以下であることに関わらず、新法第16条により、有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着して人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装又は食品に接触して有害な影響を与えることにより人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならないこととしていることに留意すること。

第5 (削除)

ロ 食品擬似溶媒を用いて、おそれのない量を超えて溶出し、又は浸出して食品に混和するおそれがないことを確認する場合は、評価指針別紙2の溶出試験法によることを基本とすること。

ハ～ホ (略)

(新設)

第5 その他

(1) 規格基準告示に規定される別表第1とは別に、物質の英語名等を併記した参考となる表を以下の厚生労働省のホームページに掲載していること。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05148.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05148.html)

(令和2年4月28日現在)

(2) 規格基準告示の経過措置期間中に、関係事業者は経過措置対象のものとして取り扱う器具又は容器包装

の経過措置終了後の規格基準告示への適合性を確認するとともに、別表第1への追加及び同表の修正が必要な場合は、必要な情報を厚生労働省へ提出する必要があること。また、原材料の変更が必要な場合にはその変更を適切に行う必要があること。なお、提出方法等については、別途厚生労働省のホームページで示すこととする。

(3) ポジティブリスト制度の施行後に新たに器具又は容器包装に使用される物質又は別表第1に記載されている規格を超えて使用される物質については、別途告示改正に必要な要請資料の提出方法等に従うよう事業者に周知すること。

## 別表第1

## 第1表 (基材)

物質名	材質区分
イミド結合を主とする重合体	1
エーテル結合を主とする重合体	1
エステル結合を主とする重合体の架橋体	1
エポキシ化合物の架橋重合体	1
カーボネート結合を主とする重合体	1
シロキサン結合を主とする重合体	1
スルフィド結合を主とする重合体	1
フッ素置換エチレン類を主なモノマーとする重合体	1
ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体	1
イオン交換能及び吸着能のうち一又は複数を有する重合体	1又は3
ウレタン結合を主とする重合体	1又は3
エステル結合を主とする重合体	1又は3
アルケン類を主なモノマーとする重合体	2
共役ジエン炭化水素を主なモノマーとする重合体	2
芳香族炭化水素を主なモノマーとする重合体	2又は3
アクリル酸類を主なモノマーとする重合体	3
アミド結合を主とする重合体 (アジリジン又は2-エチル-2-オキサゾリンを主なモノマーとする重合体を含む。)	3
グルコース単独重合体又は化学修飾処理されたセルロース	3
酢酸ビニルを主なモノマーとする重合体の加水分解物	3
塩素置換エチレンを主なモノマーとする重合体	4
被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体	4又は5
備考	
<p>材質区分欄は、次に定めるとおりとする。</p> <p>① 「1」は、ガラス転移温度若しくはボールプレッシャー温度が150℃以上の重合体又は架橋構造を有し、融点が150℃以上の重合体その他これに類するもの(区分2及び4に該当するものを除く。)であることを示す。</p> <p>② 「1又は3」は、ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が150℃以上の重合体その他これに類するもの(区分2及び4に該当するものを除く。)は区分1、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が150℃未満の重合体その他これに類するもの(区分2及び4に該当するものを除く。)は区分3であることを示す。</p> <p>③ 「2」は、炭化水素を主なモノマーとする重合体(区分4に該当するものを除く。)であることを示す。</p> <p>④ 「2又は3」は、炭化水素を主なモノマーとする重合体(区分4に該当するものを除く。)であって、重合体を構成する成分に対して、アクリル酸、アクリロニトリル、N-フェニルマレイミド、無水マレイン酸及びメタクリル酸の合計が10%以上のものは区分3、それ以外のものは区分2であることを示す。</p> <p>⑤ 「3」は、ガラス転移温度及びボールプレッシャー温度が150℃未満の重合体その他これに類するもの(区分2及び4に該当するものを除く。)であることを示す。</p> <p>⑥ 「4」は、塩素置換エチレンを主なモノマーとする重合体であることを示す。</p> <p>⑦ 「4又は5」は、被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体であることを示し、重合体を構成する成分に対して、塩化ビニリデン及び塩化ビニルの合計が50%以上含むものは区分4、それ以外のものは区分5であることを示す。</p>	



第2表 (添加剤)

通し番号	物質名	材質区分別使用制限 (%)										特記事項
		材質区分1	材質区分2	材質区分3	材質区分4	材質区分5 (耐熱温度が150℃以上の重合体に限る。)	材質区分5 (耐熱温度が160℃未満の重合体に限る。)					
1	アクリル酸イソブチル	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0					
2	アクリル酸 2-エチルヘキシル	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0					
3	アクリル酸及びエチレンを主な構成成分とする重合体	—	—	1.6	—	1.6	1.6					
4	アクリル酸及びトリプロピレングリコールからなるジエステル	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60					
5	アクリル酸及びプロポキシカル化処理されたグリセロールからなるエステル	0.004	0.002	0.002	—	0.004	0.002					
6	アクリル酸及びプロポキシカル化処理されたネオペンチルグリコールからなるジエステル	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0					
7	アクリル酸 2-[1-(2-ヒドロキシ-3,5-ジ-tert-ペンチルフェニル)エチル]-4,6-ジ-tert-ペンチルフェニル	1.0	1.5	1.0	0.20	1.6	1.6					
8	アクリル酸ブチル	5.0	5.0	5.0	—	5.0	5.0					
9	アクリル酸 2-tert-ブチル-6-(2-ヒドロキシ-3-tert-ブチル-5-メチルペンシル)-4-メチルフェニル	0.50	8.0	0.60	0.50	8.0	8.0					
10	trans-アコニット酸	—	—	1.0	—	1.0	1.0					
11	アジピン酸	*	*	*	*	*	*					
12(1)	アジピン酸、アルキルアルコール及び飽和脂肪酸二価アルコールを主な構成成分とする重合体	—	—	—	50	—	—					
12(2)	アジピン酸及び飽和脂肪酸二価アルコールを主な構成成分とする重合体	—	—	—	50	—	—					
13	アジピン酸、アルキルアルコール、エチレンジグリコール及び無水フタル酸を主な構成成分とする重合体	40	—	—	30	40	—					
14	アジピン酸及びペンタエリトリールからなるエステル	0.50	0.50	0.50	2.0	0.50	0.50					
15	アジピン酸ジアルキル	50	50	50	40	50	50					
16	アジピン酸ジメチル	*	—	*	—	*	*					
17	アジピン酸、トリメチロールプロパン及びキタンドックス脂肪族からなるエステル	1.0	—	—	—	1.0	—					
18	アジピン酸ビス [2-(2-ブトキシエトキシ)エチル]	1.0	—	1.0	—	1.0	1.0					
19	アジピン酸、2-(2-メトキシエトキシ)エタノール及び2-(2-メトキシエトキシ)ベンジルアルコールからなるエステル	—	—	13	—	13	13					
20	N-アシル-サルコシン	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3					
21	アセチルアセトン	*	*	*	*	*	*					
22	1-(12-アセチルオキシステアリル) 2-, 3-ジブチルグリセリル	3.0	3.0	3.0	30	3.0	3.0					
23	アセチルラクエン酸トリエチル	*	*	*	*	*	*					
24	アセチルラクエン酸トリブチル	*	*	*	*	*	*					
25	アセチル酢酸	—	—	—	0.10	—	—					
26	アセチルリシノール酸ブチル	—	—	—	30	—	—					





61	N-アルキル-3-(4-ヒドロキシ-3,5-ジ-tert-ブチルフェニル)プロピオン酸アミド	-	0.50	-	-	0.50	-	0.50	-	0.50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルキルの炭素数が16から18までのもの及びそれらの混合物に限る。</li> <li>・アルキルは直鎖のものに限る。</li> </ul>
62	アルキルフェノール	5.0	5.0	5.0	2.0	5.0	5.0	5.0	2.0	5.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルキルの炭素数が4から9までのもの及びそれらの混合物に限る。</li> <li>・アルキルは直鎖のものに限る。</li> </ul>
63	アルキルベンゼンスルホン酸	*	*	*	*	*	*	*	*	*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルキルの炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。</li> <li>・アリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。</li> </ul>
64	アルキルベンゼンスルホン酸の亜約塩	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	アルキルの炭素数が9から20までのもの及びそれらの混合物に限る。
65	2-アルケニルコハク酸及びエトキシカルコニルアルコールからなるエステル	3.0	3.0	3.0	-	3.0	3.0	3.0	-	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルキルアルコールは炭素数が12及び20から34までのもの並びにそれらの混合物に限る。</li> <li>・アルケニルの炭素数が14から16までのもの及びそれらの混合物に限る。</li> <li>・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。</li> </ul>
66	アルケン、2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジンアミン及び無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	-	0.50	3.0	-	3.0	3.0	0.50	-	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルケンは炭素数が20から24までのもの及びそれらの混合物に限る。</li> <li>・分子量1000以上のものに限る。</li> </ul>
67	安息香酸	*	*	*	*	*	*	*	*	*	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アルミニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。</li> <li>・通し番号412に該当するものを除く。</li> </ul>
68	安息香酸、2-エチルヘキサノール及びトリメチロプロパンからなるトリエステル	-	-	-	32	-	-	-	32	-	
69(1)	安息香酸、2-エチルヘキサノール及びネオペンチルグリコールからなるジエステル	-	-	-	32	-	-	-	32	-	通し番号69(2)又は69(3)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号69(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
69(2)	安息香酸及びネオペンチルグリコールからなるジエステル	-	-	-	32	-	-	-	32	-	通し番号69(1)又は69(3)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号69(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
69(3)	2-エチルヘキサノール及びネオペンチルグリコールからなるジエステル	-	-	-	32	-	-	-	32	-	通し番号69(1)又は69(2)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号69(3)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
70	安息香酸及びエチレンジグリコールからなるジエステル	10	2.0	20	-	20	20	2.0	-	20	
71	安息香酸及びジプロピレンジグリコールからなるジエステル	30	30	30	-	30	30	30	-	30	
72	安息香酸及びシロキサンからなるエステル	-	-	-	3.0	-	-	-	3.0	-	
73	安息香酸及びトリエチレンジグリコールからなるジエステル	5.0	5.0	5.0	-	5.0	5.0	5.0	-	5.0	
74	安息香酸及びジプロピレンジグリコールからなるジエステル	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
75	安息香酸の亜約塩	-	-	-	*	-	-	-	*	-	
76	安息香酸のリチウム塩	-	-	-	-	-	-	-	-	*	
77	アントラキノン	0.050	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	
78	インシヤヌル酸トリアリル	6.5	1.0	1.0	-	1.0	1.0	1.0	-	6.5	材質区分2及び3に使用する場合は、100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
79	インシヤヌル酸トリリス(2-ヒドロキシエチル)	-	-	-	2.0	-	-	-	2.0	-	
80	インシヤヌル酸1,3,5-トリリス(4-ヒドロキシ-3,5-ジ-tert-ブチルベンゼン)	1.0	0.50	0.50	-	0.50	0.50	0.50	-	1.0	
81	インシヤヌル酸1,3,5-トリリス(3-ヒドロキシ-4-tert-ブチル-2,6-ジメチルベンゼン)	0.10	0.10	0.10	0.050	0.10	0.10	0.10	0.050	0.10	
82	インソルピド	-	-	-	-	5.0	-	-	-	5.0	
83	インソルピド酸及び2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールからなるエステル	20	10	20	15	20	20	10	15	20	
84	インソルピド、ジシクロペンタンジエン及び4-メチルフェノールを主な構成成分とする重合体	1.0	1.0	1.0	-	1.0	1.0	1.0	-	1.0	分子量1000未満のものに限る。
85	インソルピド処理されたフェノール及びリノールからなるエステル	-	-	-	23	-	-	-	23	-	
86	インソルピド処理されたメチルフェノール	1.6	-	-	-	-	-	-	-	1.6	
87	インソルピドアミン	0.50	0.50	0.50	-	0.50	0.50	0.50	-	0.50	

98	インホロンジソシアネート及びシクロヘキサリソシアネートを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	食品に接触しない部分に限り、すべての材質区分における材質区分別使用制限は10%とする。 ・分子量1000以上のものに限る。 ・100℃を越える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
99	2-イミダゾリジン	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
99	エタノール	*	*	*	*	*	*	*	
91	エタノールアミン	*	*	*	*	*	*	*	油質及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
92	1, 2-エタンジオン	-	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	
93	2, 2'-エチリチンビス (4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール)	0.10	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	
94	N-エチル-2-アミノエタノール	-	-	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
95	N-(2-エチルアミノ)-N'- (2-エトキシアミノ)-ジエチルアミド	2.0	-	0.50	1.0	1.0	2.0	0.50	
96	2-エチルヘキサキサン酸及びトリエチレングリコールからなるジエステル	50	-	50	-	50	50	50	
97	2-エチルヘキサキサン酸のエステル	3.0	2.0	2.0	-	3.0	2.0	2.0	
98	2-エチルヘキサキサン酸の1, 8-ジアザビシクロ [5. 4. 0] -7-ウンデセン	0.50	0.50	0.50	-	0.50	0.50	0.50	
99	2-エチルヘキサキサン酸のジルコニウム塩	3.0	2.0	2.0	-	3.0	2.0	2.0	
100	2-エチルヘキサキサン酸のズズ塩	5.0	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	
101	2-エチルヘキサキサン酸のセリウム塩	5.0	-	-	-	5.0	-	-	
102	2-エチルヘキサキサン酸のピスマス塩	0.50	0.50	0.50	-	0.50	0.50	0.50	
103	2-エチルヘキサキサン酸のマンガン塩	3.0	-	-	-	3.0	-	-	
104	エチルメチルケルトンオキシム	3.0	3.0	3.0	-	3.0	3.0	3.0	
105	N-エチル-N-メチルベンゼンスルホン酸アミド	40	40	40	-	40	40	40	
106	エチレングリコール	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
107 (1)	エチレングリコール及び1, 4-ブタンジオールのうち一又は複数の物質、4, 4'-ジシクロヘキサリソシアネート並びにアルキルアルコール又は1-エジエチルアミノ-2-プロパノールを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	・アルキルアルコールは炭素数が12から14までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・エチレングリコールの重合体 (エチレンオキシドの付加数が1以上のものに限る。) の合計が全体の50%以上であること。 ・炭素数5以上の脂肪族アルコールの重合体 (エチレンオキシドの付加数が1以上のものに限る。) の合計が全体の50%以上であること。 ・炭素数5以上の脂肪族アルコールの重合体 (エチレンオキシドの付加数が1以上のものに限る。) の合計が全体の50%以上であること。 ・食品に接触しない部分に限り、すべての材質区分における材質区分別使用制限は10%とする。 ・通し番号107(1)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号107(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。 ・分子量1000以上のものに限る。
107 (2)	エチレングリコール及び1, 4-ブタンジオールのうち一又は複数の物質並びに4, 4'-ジシクロヘキサリソシアネートを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	・エチレングリコールの重合体 (エチレンオキシドの付加数が1以上のものに限る。) の合計が全体の50%以上であること。 ・炭素数5以上の脂肪族アルコールの重合体 (エチレンオキシドの付加数が1以上のものに限る。) の合計が全体の50%以上であること。 ・食品に接触しない部分に限り、すべての材質区分における材質区分別使用制限は10%とする。 ・通し番号107(2)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号107(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。 ・分子量1000以上のものに限る。
108 (1)	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体又はグリブ共重合体又はプロピレングリコール共重合体	*	*	*	*	*	*	*	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体 (エチレンオキシド及びプロピレングリコールの付加数が合計4以上のものに限る。) の合計が全体の50%未満であること。 ・常圧常圧で固形状態でないものに限る。 ・第1表に該当する重合体は分子量1000以上のものに限る。 ・第1表に該当する重合体は線形鎖状に化学反応を伴う飽和開鎖の重合体を除く。 ・通し番号412に該当するものを除く。

108(2)	第1表に該当する重合体	*	*	*	*	*	*	*	*
109(1)	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の物質、 $\alpha, \alpha', \alpha''$ -トリアミン-1, 3-キレンジイソシアネート並びにラウリルアルコールを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	*
109(2)	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の物質並びに $\alpha, \alpha', \alpha''$ -トリアミン-1, 3-キレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
110	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の物質並びに2, 2', 2''-(メチルホニルビス[4, 1-エチレン-2, 1-ジフェニル] (3-フェニル-4, 1-エチレン) ニトリロ)} テトラエタノールを主な構成成分とする重合体	—	0.30	—	—	0.30	—	0.30	0.30
111	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の物質並びに5-(2-(4-[ビス(2-ヒドロキシエチル)アミノ]-2-メチルフェニル)ジフェニル)-3-メチル-2, 4-ジオキソベンジカルボニトリルを主な構成成分とする重合体	—	0.10	—	—	0.10	—	0.10	0.10
112	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の物質並びにヘキサメチレンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	1.7	1.0	1.7	—	1.7	—	1.7	1.7
113	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の物質並びに2, 2', 2''-(3-メチル-4-[2-(4-メチル-2-ペンタジエニル)ジフェニル]フェニル)イミノ)ジエタノールを主な構成成分とする重合体	—	0.30	—	—	0.30	—	0.30	0.30
114	エチレングリコール及びプロピレングリコールを構成成分とする重合体	*	*	*	*	*	*	*	*
115	エチレングリコール及びプロピレングリコールを構成成分とする重合体	—	0.001	0.002	—	0.002	—	0.002	0.002
116	エチレングリコール、1, 3-キレンジイソシアネート及びトルエンジイソシアネートを主な構成成分とする重合体	6.0	6.0	6.0	—	6.0	—	6.0	6.0
117	エチレングリコール、ステレン及びメタクリル酸を主な構成成分とする重合体	1.8	1.8	1.8	—	1.8	—	1.8	1.8
118	エチレングリコール単量重合体	*	*	*	*	*	*	*	*
119	エチレングリコール、トール油脂肪酸及び無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	10	1.0	1.6	1.0	1.6	1.0	1.6	1.6
120	エチレングリコール、二酸化処理された不飽和脂肪酸及び無水マレイン酸を主な構成成分とする重合体	2.2	2.2	2.2	—	2.2	—	2.2	2.2
121	エチレングリコール、1, 3-ブタンジオール及びグリセロールのうち一又は複数の物質並びにモンタンワックス脂肪酸からなるエステル	11	10	11	5.0	11	5.0	11	11



135	エトキシシロル化及びプロポキシシロル化のうち一又は複数の処理がされたアリアルアルコール並びにカプロラクタムを主な構成成分とする重合体	0.60	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.60	0.12	0.60	エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体 (エチレンオキシド及びプロピレノキシドの付加数が合計4以上のもに限る。)の合計が全体の50%以上であること。 ・分子重1000以上のものに限る。
136	エトキシシロル化及びプロポキシシロル化のうち一又は複数の処理がされたアリアルアルコール並びに酢酸からなるエステル	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	エチレンオキシド及びプロピレノキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のもに限る。
137	エトキシシロル化及びプロポキシシロル化のうち一又は複数の処理がされたアリアルアルコールのブチルアルコール	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	エチレンオキシド及びプロピレノキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のもに限る。
138	エトキシシロル化及びプロポキシシロル化のうち一又は複数の処理がされたアリアルアルコールのメチルアルコール	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	エチレンオキシド及びプロピレノキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のもに限る。
139	エトキシシロル化及びプロポキシシロル化のうち一又は複数の処理がされたアリアルアルコール並びにオレフィン酸からなるエステル	0.070	0.070	0.45	0.070	0.45	0.070	0.45	0.45	0.45	・アリアルアルコールは炭素数が14及び15のもの並びにそれらの混合物に限る。 ・エチレンオキシド及びプロピレノキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のもに限る。
140	エトキシシロル化及びプロポキシシロル化のうち一又は複数の処理がされたN-イソプロピルマレイミド、N-[3-(ジメチルアミノ)N'-オキシド]プロピルマレイミド、ステレン及びマレイン酸を主な構成成分とする重合体	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体 (エチレンオキシド及びプロピレノキシドの付加数が合計4以上のもに限る。)の合計が全体の50%以上であること。 ・分子重1000以上のものに限る。 ・マレイン酸はアンモニウム塩を含む。
141	エトキシシロル化及びプロポキシシロル化のうち一又は複数の処理がされたエチレンジアミン	10	10	10	10	10	10	10	10	10	エチレンオキシド及びプロピレノキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のもに限る。
142	エトキシシロル化及びプロポキシシロル化のうち一又は複数の処理がされたエポキシドリン、ジブチルアミン並びにビスフェノールAを主な構成成分とする重合体	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体 (エチレンオキシド及びプロピレノキシドの付加数が合計4以上のもに限る。)の合計が全体の50%以上であること。 ・分子重1000以上のものに限る。
143	エトキシシロル化及びプロポキシシロル化のうち一又は複数の処理がされたグリセロール	5.0	5.0	15	1.0	15	1.0	15	15	15	エチレンオキシド及びプロピレノキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のもに限る。
144	エトキシシロル化及びプロポキシシロル化のうち一又は複数の処理がされたα-シアノ-4-[ビス(2-ヒドロキシエチル)アミノ]-2-メチルケイ酸エチル	-	0.30	-	-	0.30	-	0.30	0.30	0.30	エチレンオキシド及びプロピレノキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のもに限る。
145	エトキシシロル化及びプロポキシシロル化のうち一又は複数の処理がされた2-(ジエチルアミノ)エタノール	4.0	4.0	4.0	2.0	4.0	2.0	4.0	4.0	4.0	エチレンオキシド及びプロピレノキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のもに限る。
146	エトキシシロル化及びプロポキシシロル化のうち一又は複数の処理がされた脂肪族	*	*	*	*	*	*	*	*	*	脂肪族は炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。
147	エトキシシロル化及びプロポキシシロル化のうち一又は複数の処理がされたN,N-ジメチル-1,3-プロパンジアミン、トルエンジイソシアネート並びにブタノールを主な構成成分とする重合体	0.90	0.30	2.0	-	0.30	2.0	2.0	2.0	2.0	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体 (エチレンオキシド及びプロピレノキシドの付加数が合計4以上のもに限る。)の合計が全体の50%以上であること。 ・分子重1000以上のものに限る。
148	エトキシシロル化及びプロポキシシロル化のうち一又は複数の処理がされたN-ステアeryl-カルバミン酸並びにペンタエリスリトールを主な構成成分とする重合体	5.0	-	-	-	5.0	-	5.0	5.0	-	・エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体 (エチレンオキシド及びプロピレノキシドの付加数が合計4以上のもに限る。)の合計が全体の50%以上であること。 ・分子重1000以上のものに限る。
149	エトキシシロル化及びプロポキシシロル化のうち一又は複数の処理がされたソルビタン並びに脂肪族からなるエステル	50	50	10	10	50	10	50	50	50	・エチレンオキシド及びプロピレノキシドのうち一又は複数の付加数が合計2以上のもに限る。 ・脂肪族は炭素数が8から24までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
150	エトキシシロル化及びプロポキシシロル化のうち一又は複数の処理がされたソルビトール	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	0.33	エチレンオキシド及びプロピレノキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のもに限る。

151	エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち一又は複数の処理がされた2, 4, 7, 9-テトラメチル-5-デジエン-4, 7-ジオール	0.20	0.20	0.20	0.20	—	0.20	0.20	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。 ・食品に溶融する部分に使用できない。
152	エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち一又は複数の処理がされたトリメチロールプロパン	5.0	5.0	5.0	5.0	1.6	5.0	5.0	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
153	エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち一又は複数の処理がされたトリメチロールプロパン並びにステアリン酸からなるエステル	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
154	エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち一又は複数の処理がされたトール油脂肪酸	0.40	0.40	0.40	0.40	0.10	0.40	0.40	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
155	エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち一又は複数の処理がされたヒマシ油脂肪酸	3.0	3.0	3.0	3.0	—	3.0	3.0	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち一又は複数の付加数が合計2以上のものに限る。
156	エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち一又は複数の処理がされたブタノール	10	10	10	10	3.0	10	10	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
157	エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち一又は複数の処理がされたブタノール並びに脂肪酸からなるエステル	5.0	5.0	5.0	5.0	3.0	5.0	5.0	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。 ・脂肪酸は炭素数が8から24までのもの及びそれらの混合物に限る。
158	エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち一又は複数の処理がされたメタノール	3.5	0.40	0.40	0.40	1.4	3.5	0.40	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。 ・食品に溶融しない部分に限り、材質区分1及び3の材質区分別使用制限は5%とする。
159	エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち一又は複数の処理がされたキシレン脂肪酸	5.0	3.0	3.0	3.0	4.0	5.0	3.0	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
160	エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち一又は複数の処理がされたリン酸	2.1	2.1	2.1	2.1	—	2.1	2.1	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。
161	エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち一又は複数の処理並びに水酸化処理されたヒマシ油	*	*	*	*	*	*	*	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち一又は複数の付加数が合計3以上のものに限る。
162(1)	エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち一又は複数の処理並びにステレン修飾処理されたフェノール	20	20	20	20	20	20	20	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。 ・通し番号162(2)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号162(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
162(2)	エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち一又は複数の処理並びにステレン修飾処理されたメチルフェノール	20	20	20	20	20	20	20	エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち一又は複数の付加数が合計4以上のものに限る。 ・通し番号162(1)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号162(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
163	エトキシシル化及びプロポキシシル化のうち一若しくは複数の処理がされた脂肪酸第一級アルコール又は脂肪酸第二級アルコール	*	*	*	*	*	*	*	脂肪酸第一級アルコール及び脂肪酸第二級アルコールは炭素数が6から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・末端メチル処理されたものを含む。
164	エトキシシル化及びフェレイン酸修飾処理されたオレフィン酸	0.90	0.90	0.90	0.90	—	0.90	0.90	アルキルアルコールは炭素数が18から15までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
165	エトキシシル化処理されたアルキルアルコール及びコハク酸からなるエステル	5.0	5.0	5.0	5.0	0.030	5.0	5.0	グリセロールはジグリセロールを含む。 ・脂肪酸は炭素数が12から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
166	エトキシシル化処理されたグリセロール及び脂肪酸からなるエステル	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
167	エトキシシル化処理されたラウリルアルコール及びグリセロールからなるエステル	6.0	6.0	6.0	6.0	—	6.0	6.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。

168	エトキシシロ化処理されたアクリル酸 2-エチルヘキシル、メタクリル酸及びメタクリル酸メチルを主な構成成分とする重合体	2.0	-	-	2.0	-	2.0	-	-	2.0	-	-	-	-	-	2.0	・エチレンジグリコールの炭素数が4以上のものに限り、(エチレンオキシドの付加数が4以上であること。 ・分子重1000以上のものに限り。
169	エトキシシロ化処理されたアクリル酸及びアクリル酸アルキルを主な構成成分とする重合体	2.0	2.0	2.0	2.0	-	2.0	-	-	2.0	-	-	-	-	-	2.0	・アルキルの炭素数が4及び8のもの並びにそれらの混合物に限る。 ・エチレンジグリコールの炭素数が4以上のものに限り、(エチレンオキシドの付加数が4以上であること。 ・分子重1000以上のものに限り。
170	エトキシシロ化処理されたアクリル酸、飽和脂肪酸のビニルエステル及びメタクリル酸を主な構成成分とする重合体	5.0	5.0	5.0	5.0	-	5.0	-	-	5.0	-	-	-	-	-	5.0	・エチレンジグリコールの炭素数が4以上のものに限り、(エチレンオキシドの付加数が4以上であること。 ・脂肪族部分の炭素数が10のもの及び環状でないものに限り。 ・分子重1000以上のものに限り。
171	エトキシシロ化処理されたアジジン、ブタノール及びビリン酸を主な構成成分とする重合体	10	10	10	10	2.0	10	2.0	2.0	10	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	10	・エチレンジグリコールの炭素数が4以上のものに限り、(エチレンオキシドの付加数が4以上であること。 ・分子重1000以上のものに限り。
172	エトキシシロ化処理されたアルキルアルコール及びスルホコホレノールからなるエステルナトリウム塩	0.40	0.40	0.40	0.40	0.20	0.40	0.20	0.20	0.40	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.40	・アルキルアルコールの炭素数が8から14までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限り。 ・炭素数が12のもの及び環状でないものに限り。
173	エトキシシロ化処理されたアルキルアルコール	-	-	-	-	0.20	-	0.20	-	-	0.20	-	0.20	-	0.20	0.20	・アルキルの炭素数が7以上のもの及びその混合物に限る。 ・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限り。
174	エトキシシロ化処理されたアルキルフェノール	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	・アルキルの炭素数が7以上のもの及びその混合物に限る。 ・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限り。
175	エトキシシロ化処理されたアルキルフェノール並びに環状からなるエステルナトリウム及びアンモニウム塩のうち一又は複数の塩	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	・アルキルフェノールの炭素数が7以上のもの及びそれらの混合物に限る。 ・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限り。
176	エトキシシロ化処理された安息香酸	1.6	-	4.8	-	4.8	-	-	-	4.8	-	-	-	-	-	4.8	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限り。
177	エトキシシロ化処理されたカプロラク トン及びビリン酸を主な構成成分とする重合体	4.3	1.3	1.3	1.3	0.13	1.3	0.13	0.13	1.3	0.13	0.13	0.13	0.13	0.13	1.3	・エチレンジグリコールの炭素数が4以上のものに限り、(エチレンオキシドの付加数が4以上であること。 ・分子重1000以上のものに限り。
178	エトキシシロ化処理された牛脂	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	・エチレンジグリコールの炭素数が4以上のものに限り、(エチレンオキシドの付加数が4以上であること。 ・分子重1000以上のものに限り。
179	エトキシシロ化処理された牛脂アルキルアルコール及び環状からなるエステルのアトリウム塩	-	-	-	-	1.0	-	-	1.0	-	-	-	-	-	-	-	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限り。
180	エトキシシロ化処理された牛脂アルコール	5.0	-	5.0	-	5.0	-	5.0	-	5.0	-	5.0	-	5.0	-	5.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限り。
181	エトキシシロ化処理された2-シアノ-3-(4-ヒドロキシフェニル)アクリル酸アクリル	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	0.12	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限り。
182	エトキシシロ化処理された2-シアノ-3-(4-ヒドロキシ-3-メトキシフェニル)アクリル酸アクリル	-	-	0.40	-	0.40	-	0.40	-	0.40	-	0.40	-	0.40	-	0.40	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限り。
183	エトキシシロ化処理されたジアルキルフェノール	-	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限り。 ・各アルキルの炭素数が9のものに限り。
184	エトキシシロ化処理されたジアルキルフェノール及び環状からなるエステルのアモニウム塩	-	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限り。 ・各アルキルの炭素数が9のものに限り。
185	エトキシシロ化処理された脂肪族アミド	0.40	-	0.40	-	0.40	-	0.40	-	0.40	-	0.40	-	0.40	-	0.40	・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限り。 ・脂肪族は炭素数が16から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
186	エトキシシロ化処理された脂肪族アミン	4.0	4.0	50	0.20	50	0.20	50	0.20	50	0.20	50	0.20	50	0.20	50	・脂肪族を含む。 ・脂肪族の炭素数が8から18までのもの及びそれらの混合物に限る。

187	エトキシシロ化処理された脂肪酸アミン及び飽和脂肪酸からなるエステル	-	2.0	-	-	2.0	-	2.0	エチレンオキシドの付加数が2及び3のものに限る。 ・脂肪酸は炭素数が12、16及び18のもの並びにそれらの混合物に限る。 ・脂肪酸は直鎖のものに限る。 ・脂肪酸は炭素数が18のものに限る。
188	エトキシシロ化処理された脂肪酸アルコール	1.6	3.0	3.0	1.5	3.0	3.0	3.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 ・脂肪酸の炭素数が24以上のもの及びそれらの混合物に限る。
189	エトキシシロ化処理されたステアリルアルコール	3.0	3.0	3.0	-	3.0	3.0	3.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
190	エトキシシロ化処理されたスルホコハク酸種及びステレン修飾処理されたフェノールからなるエーテルのナトリウム塩	0.40	0.40	0.40	-	0.40	0.40	0.40	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
191	エトキシシロ化処理されたソルビトール及びオレイン酸からなるエステル	-	*	*	-	*	*	*	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
192	エトキシシロ化処理された2, 4, 7, 9-テトラメチル-5-デシレン-4, 7-ジオール	10	10	10	10	10	10	10	
193	エトキシシロ化処理された2, 5, 8, 11-テトラメチル-6-ドデシレン-5, 8-ジオール	5.0	5.0	5.0	-	5.0	5.0	5.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
194	エトキシシロ化処理された動植物性油脂由来の脂肪酸アミン	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
195	エトキシシロ化処理された2, 4, 6-トリリス (seo-ブチル) フェノール及び糖類からなるエーテルのナトリウム塩	-	0.30	0.30	-	0.30	0.30	0.30	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
196	エトキシシロ化処理されたトリデシルフェノール及びリン酸からなるエステル	1.6	-	-	-	-	-	1.6	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
197	エトキシシロ化処理された2, 4-トルエンジエチルアミン、1, 6-ヘキサジエチルジエチルアミン及びベンジルアミンを主な構成成分とする重合体	21	21	21	21	21	21	21	エチレングリコールの重合体 (エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。) の合計が全体の50%以上であること。 ・分子重量1000以上のものに限る。
198	エトキシシロ化処理されたノニルフェノール及びリン酸からなるエステル	1.6	3.0	3.0	1.0	3.0	3.0	3.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
199	エトキシシロ化処理された4-ノニル-2-(1-プロペニル) フェノール及び糖類からなるエーテルのアンモニウム塩	-	-	1.0	-	1.0	1.0	1.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
200	エトキシシロ化処理された12-ヒドロキシステアリン酸	-	*	-	*	*	*	*	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
201	エトキシシロ化処理されたヒマシ油	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
202	エトキシシロ化処理されたフェノール及びリン酸からなるエステル	0.93	0.93	2.2	0.93	2.2	0.93	2.2	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
203	エトキシシロ化処理されたブタノール及びリン酸からなるエーテルの2-(ジブチルアミン) エタノール塩	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
204	エトキシシロ化処理された3-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-5-(tert-ブチル)-4-ヒドロキシフェニルプロピオン酸	5.0	5.0	12	5.0	12	5.0	12	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
205	エトキシシロ化処理された飽和脂肪酸及び水素化処理されたヒマシ油を主な構成成分とする重合体	0.20	0.20	0.20	-	0.20	0.20	0.20	・エチレングリコールの重合体 (エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。) の合計が全体の50%以上であること。 ・脂肪酸は炭素数が18のもの及び重鎖でないものに限る。 ・分子重量1000以上のものに限る。
206	エトキシシロ化処理された飽和脂肪酸-2-アルコールのアリルエーテル及び糖類からなるエステル	0.50	-	5.0	-	5.0	-	5.0	・アンモニウム塩を含む。 ・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 ・脂肪酸二価アルコールは炭素数が10から14までのもの及びそれらの混合物に限る。
207	エトキシシロ化処理されたメタノール及びヘキサフルオロアルケニルアルコールからなるエーテル	-	-	0.10	-	0.10	-	0.10	・エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。 ・分子重量1000以上のものに限る。 ・ヘキサフルオロアルケニルアルコールは炭素数が9のものに限る。
208	エトキシシロ化処理されたメタノール、トリエチレンジグリコールのブチルエーテル及びN, N'-(1, 3-エチレンジオキシメチル)ジカルボニルエーテル (メチル-9, 1-エチレンジオキシメチル)	5.5	5.5	5.5	0.60	5.5	5.5	5.5	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。



209	エトキシ化処理されたモンタンワックス脂肪酸		5.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	5.0	1.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
210	エトキシ化処理されたヤシ油アルキルアミン及びオクタゲン酸からなるエステル		-	1.0	0.60	0.60	0.60	1.0	1.0	1.0	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
211	エトキシ化処理されたラウリルアルコール及びマレイン酸からなるエステル		1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
212	エトキシ化処理されたリシノール酸		0.20	0.20	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70	エチレンオキシドの付加数が4以上のものに限る。
213	エトキシ化、1, 2-ブトキシ化及びプロポキシ化のうち一又は二種の処理がされた脂肪酸アルコール並びに脂肪酸からなるエステルのアンモニウム、カリウム、カルシウム及びナトリウムの塩		6.0	50	50	6.0	6.0	50	50	50	・エチレンオキシド及びプロピレンオキシドのうち若しくは種数、又は1, 2-ブチレンオキシドの付加数が合計2以上のものに限る。 ・脂肪酸アルキルは炭素数が4から24までのもの及びそれらの混合物に限る。
214	エトキシ化又はプロポキシ化処理されたフェノール		2.0	2.0	5.0	0.050	5.0	5.0	5.0	5.0	
215	エピクロヒドリン、オクタノール及び2-メルカプトエタノールの反応生成物		5.0	5.0	5.0	-	5.0	5.0	5.0	5.0	
216	エピクロヒドリン、ジエタノールアミン及びビスフェノールAを主な構成成分とする重合体		2.5	-	-	-	-	-	2.5	-	分子重1000以上のものに限る。
217	エピクロヒドリン、ステアリン酸、トール油脂肪酸及びビスフェノールAを主な構成成分とする重合体		2.5	-	-	-	-	-	2.5	-	分子重1000以上のものに限る。
218	エポキシ化処理されたアマニ油		30	30	30	30	30	30	30	30	
219	エポキシ化処理されたアマニ油脂肪酸のブチルエステル		-	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	
220	エポキシ化処理されたサフラワー油		-	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	
221	エポキシ化処理された大豆油		*	*	*	*	*	*	*	*	
222	エポキシ化処理された1, 3-ブタジエンを主な構成成分とする重合体		5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	分子重1000以上のものに限る。
223	4, 5-エポキシシクロヘキサノール-1, 2-ジカルボキシ酸ビス(9, 10-エポキシステアリン酸アルキル)		-	-	-	34	-	-	-	-	各アルキルの炭素数が8のものに限る。
224	4, 5-エポキシシクロヘキサノール-1, 2-ジカルボキシ酸		-	-	-	34	-	-	-	-	
225	エポキシステアリン酸アルキル		2.0	2.0	2.0	30	2.0	2.0	2.0	2.0	アルキルの炭素数が8のものに限る。
226	エポキシステアリン酸の亜塩、アンモニウム及びカルシウムのうち一又は二種の塩		1.6	0.60	-	6.0	1.6	1.6	1.6	0.60	
227	エリソルビン酸		*	*	*	*	*	*	*	*	・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
228	塩化コリン		*	-	*	-	*	*	*	*	
229	塩化ベンゾイル		6.0	0.20	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
230	塩素化処理された飽和炭化水素		10	50	50	50	50	50	50	50	・炭素数が10以上のもの及びそれらの混合物に限る。ただし、炭素数が10から13までのもの及びそれらの混合物であって、塩素が重合体全体の48%を超えるものを除く。 ・分子重1000以上の場合は、常温常圧で固形状でないものに限る。
231	4, 4'-オキシビス(ベンゼンスルホニルヒドrazilド)		-	0.002	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	
232	2-オキシ-2-エトキシエチルホスホン酸ジエチル		0.14	-	0.070	-	0.14	0.14	0.14	0.070	
233	オクタゲンのコバルト塩		*	-	*	-	*	*	*	*	
234	オクタゲンのジルニウム塩		3.0	-	-	-	3.0	3.0	3.0	-	
235	オクタゲン2-メルカプトエチル、ジクロロジメチルス、ジカン酸2-メルカプトエチル、トール油脂肪酸の2-メルカプトエチルエステル、トリクロロメチルメチルアミン及び塩化ナトリウムの反応生成物		-	-	-	2.0	-	-	-	-	
236	オクタゲン、セバシン酸ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジン)及びbis(2-ブチルヒドロキシ)エチルエーテルの反応生成物		5.0	5.0	5.0	-	5.0	5.0	5.0	5.0	
237	N-オクタール-4, 5-ジクロロイソプロピル		0.065	0.065	0.15	0.065	0.15	0.15	0.15	0.15	
238	N-オクタール-4, 5-ジクロロイソプロピル		-	-	0.10	-	0.10	0.10	0.10	0.10	
239	オクチルホスホン酸		2.0	0.17	0.17	0.17	0.17	0.17	2.0	0.17	・カリウム塩を含む。 ・物質区分1に使用する場合を除き、油質及び脂肪性食品に使用する部分に使用してはならない。
240	オレイルアミン		0.60	0.60	0.60	-	0.60	0.60	0.60	0.60	
241	オレイルアミン及びマレイン酸修飾処理された脂肪酸の反応生成物		10	10	10	-	10	10	10	10	脂肪酸は炭素数が14から18までのもの及びそれらの混合物に限る。ただし、不飽和脂肪酸である場合は、炭素数が16から18までのものに限る。

242	N-オレイル-飽和脂肪酸アミド	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	・脂肪酸は炭素数が16及び18のもの並びにそれらの混合物に限る。 ・脂肪酸は直鎖のものに限る。
243	オレイン酸及びトール油脂肪酸のうち一又は複数の2-メチルカプトエチルエステル、ジプロメチルエステル、トリプロメチルエステル並びに酸化トリウムの変性生成物	-	-	10	2.0	10	10	10	10	10	10	10	
244	オレイン酸及び1, 4-ブタンジオールからなるジエステル	-	0.050	0.050	-	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	
245	オレイン酸及び1, 6-ヘキサンジオールからなるジエステル	-	0.050	0.050	-	0.050	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	
246	オレイン酸及びN-メチル-α-ピペリンからなるアミドのナトリウム塩	-	0.20	0.20	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	
247	オレイン酸のエステル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
248	オレイン酸のトリブタミド	-	1.0	1.0	-	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
249	オレイン酸のトリブタミド	-	-	0.10	-	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	
250	オレイン酸のマンガン塩	-	1.0	1.0	-	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
251	オレイン酸2-メチルカプトエチル	-	-	-	1.0	-	-	-	-	-	-	-	
252	過酸化脂肪酸N-(2-ヒドロキシエチル)-N,N-ジメチル-α-ピペリン モノブタミド	-	-	1.0	-	1.0	-	-	-	-	-	1.0	
253	加水分解処理されたエピクロヒドリン及び2, 2, 4, 4-テトラメチル- 1-ブチル-3, 3'-ジブチルジシクロ[5, 1, 1, 2]-ヘネイコサン- 21-オンの塩酸塩の反成生成物	-	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	
254	カプロラクタム	3.0	1.0	3.0	-	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
255	N-(3-カルボキシ-2-スルホプロピオニル)-N-ステアリル-アスパ ラギン酸のナトリウム塩	1.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
256	カンフェン及びフェノールの反成生成物	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	20	
257	干酸	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
258	キシレン	5.0	5.0	5.0	-	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	・カリウム、カルシウム及びナトリウムの塩を含む。 ・牛脂アルコール及び脂肪酸アルコールは、エトキシ シラン及びプロピキシルのうちの又は複数の処理 を施したものに限り、炭素数が4から18のもの及び 脂肪酸アルコールは炭素数が4から18のもの及び それらの混合物に限る。
259	牛脂アルコール及び脂肪酸アルコールのうち一又は複数のリン酸エステル	10	3.0	10	5.0	10	10	10	10	10	10	10	
260	牛脂脂肪酸及びプロピレングリコールからなるエステル	3.0	3.0	10	5.0	10	10	10	10	10	10	10	
261	クエン酸	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	・アンモニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウ ム及びマグネシウムの塩並びに重合体を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
262	クエン酸及びモノオレイン酸グリセリドからなるエステル	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
263	クエン酸及びモノステアリン酸グリセリドからなるエステル	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
264	クエン酸のステアリルエステル	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
265	グリコール酸エチルの4-tert-ブチルフェニルエーテル及びホルムアルデヒ ドを主成分とする重合体	-	-	1.0	-	1.0	-	-	-	-	-	1.0	分子重1000未満のものに限る。
266	グリコール酸ブチル	1.0	1.0	1.0	0.20	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
267	グリシジル [9-(トリメチルシリル)プロピル]エーテル	20	20	20	5.0	20	20	20	20	20	20	20	
268	グリシジル [2-フェニル]エーテル	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
269	グリセリン酸のカルシウム及びマグネシウムのうち一又は複数の塩	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	通し番号412に該当するものを除く。
270	グリセロール及び脂肪酸からなるエステル	50	50	50	30	50	50	50	50	50	50	50	・グリセロールはジグリセロールを含む。 ・脂肪酸は炭素数が2から24までのもの及びそれら の混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
271	グリセロール単重合体	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	ジグリセロールを除く。
272	グリセロール単重合体及び脂肪酸からなるエステル	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	・グリセロール単重合体はジグリセロールを除 く。 ・脂肪酸は炭素数が6から24までのもの及びそれら の混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
273	グリセロール単重合体及びシリノール酸からなるエステル	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	・グリセロール単重合体はジグリセロールを除 く。 ・シリノール酸は重合体を含む。
274	グルコース	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	



307(2)	二重化処理された脂肪酸	10	5.0	-	-	10	5.0	・カリウム及びナトリウムの塩を含む。 ・脂肪酸は炭素数が16から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・適し番号307(1)と併用する場合は、それぞれの使用量の和が適し番号307(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。
308	2, 3-ジオキサセトキシコハク酸及びモノステアリン酸グリセリドからなるエステル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
309	シアヌル酸トリアル	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	
310	シアヌル酸の亜鉛塩	10	10	10	10	10	10	
311	N-シアノ-N-カルバモジチオン酸のナトリウム塩	*	*	*	*	*	*	
312	N-シアノ-N-ジアゼン	*	*	*	*	*	*	
313	2-シアノ-3, 3-ジアエチルアクリル酸エチル	3.0	2.0	2.0	0.30	3.0	2.0	
314	2-シアノ-3, 3-ジアエチルアクリル酸 2-エチルヘキシル	-	-	0.50	-	0.50	-	
315	2, 4-ジアミノ-6-ヒドロキシピリミジン	-	-	-	0.20	-	-	
316	2, 5-ジ-tert-アミルヒドロキノン	1.0	0.20	1.0	2.0	1.0	1.0	
317	ジエリン酸ジアルキルペンタエリスリチル	-	-	0.10	-	0.10	0.10	・アルキルは直鎖でないものに限る。 ・各アルキルの炭素数が10のものに限る。
318	ジエリン酸ジステアリルペンタエリスリチル	1.5	0.25	1.5	1.0	1.5	1.5	
319	ジエリン酸ビス(2, 4-ジクミルプロピエニル)ペンタエリスリチル	0.30	0.20	0.20	0.20	0.30	0.20	材質区分4に使用する場合は、潤滑、油膜及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
320	ジエリン酸ビス(2, 4-ジ-tert-ブチルプロピエニル)ペンタエリスリチル	1.0	5.0	1.0	1.0	5.0	5.0	
321	ジエリン酸ビス(2, 6-ジ-tert-ブチルプロピエニル)ペンタエリスリチル	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	
322	ジアルキルジスルファイド	0.020	-	0.020	-	0.020	0.020	・アルキルは直鎖でないものに限る。 ・各アルキルの炭素数が12のものに限る。 ・酸性食品及び酒類に接触する部分に使用してはならない。 ・100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
323	ジアルキルプロピエニルジスルホン酸及びモノアルキルプロピエニルジスルホン酸のうち一又は複数の物質	50	50	50	3.0	50	50	・各アルキルの炭素数が5から20までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・ナトリウム塩を含む。
324	2, 6-ジイソプロピルプロピエニルジスルホン酸及び1, 3, 5-トリイソプロピルプロピエニルプロピエニルジスルホン酸	-	-	0.30	-	0.30	0.30	分子重量1000以上のものに限る。
325	N-(2, 6-ジイソプロピルプロピエニル)-6-[4-(1, 3, 3-テトラヒドロチオチアゾル)フェノキシ]-1H-ベンゾ[d, e]イソキノリン-1, 3(2H)-ジオン	-	-	0.50	-	0.50	0.50	
326	ジイソプロピルペンゼンヒドロプロキノン	5.0	1.3	1.3	1.3	5.0	1.3	
327	ジエタノールアミン	2.0	2.0	2.0	*	*	2.0	
328	ジエタノールアミン及び動物性油脂由来の脂肪酸からなるアミド	*	*	*	*	*	*	
329	N, N-ジエチルアミン	3.0	-	-	-	3.0	*	
330	2-(ジエチルアミノ)エタノール	*	*	*	*	*	*	
331	ジエチルジチオカルバミン酸の亜鉛塩	-	0.001	0.001	-	0.001	0.001	
332	ジエチレンジリコール	10	10	10	10	10	10	
333	ジエチレンジリコール及びトール油脂肪酸からなるエステル	2.0	2.0	2.0	-	2.0	2.0	
334	ジエチレンジリコールモノエチルエーテル	7.0	7.0	7.0	3.0	7.0	7.0	
335	ジエチレンジリコールモノプロピルエーテル	10	1.0	10	-	10	10	
336	ジエチレンジリコールモノブチルエーテル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
337	ジエチレンジリコールモノメチルエーテル	0.001	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	
338	ジエチントリアミン及びトール油脂肪酸の反応生成物	5.0	1.2	1.2	0.50	5.0	1.2	
339	1, 3-ジオクチル-1, 3-ジチオキソジスタナンチアン	-	-	-	1.5	-	-	潤滑、酸性食品、油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
340	ジオクタチルチオキソジスタ	-	-	-	1.5	-	-	重合体を含む。
341	1, 2-シクロヘキサジカルボキシ酸及びトリシクロデカンジメタノールからなるエステル	0.80	0.80	0.80	-	0.80	0.80	
342	1, 2-シクロヘキサジカルボキシ酸ジアルキル	-	-	30	46	-	30	各アルキルの炭素数が9のものに限る。
343	1, 2-シクロヘキサジカルボキシ酸のカルシウム塩	-	0.35	0.25	-	0.35	0.35	
344	4, 4'-シクロヘキサジチンビス(2-シクロヘキシルプロピエニル)	0.10	-	-	-	0.10	-	

345(1)	シクロヘキサリブアミン又はシクロヘキサリブイソシアネート及び4, 4'-ジシクロヘキサリブタジジンイソシアネートを主成分とする重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	・通し番号345(2)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号345(1)の材質区分別使用制限以下でなければならない。 ・分子量1000以上のものに限る。
346(2)	4, 4'-ジシクロヘキサリブタジジンイソシアネート単量重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	・通し番号345(1)を併用する場合は、それぞれの使用量の和が通し番号345(2)の材質区分別使用制限以下でなければならない。 ・分子量1000以上のものに限る。
346	1, 3-ジシクロペンタジエン	—	0.001	0.001	—	0.001	—	0.001	—	0.001	—	
347	2, 4-ジクロロ-6-(4-メルカプト)ペンタジジン及び4, 4'-ジシクロヘキサリブタジジンイソシアネートを主成分とする重合体	0.60	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	
348	N, N'-ジシクロヘキサリブタジジン-2, 6-ナフトレンジカルボン酸アミド	—	0.40	—	—	0.40	—	—	—	0.40	—	
349	ジ(ステアリル)ジスルフィド	—	1.0	1.0	—	1.0	—	—	—	1.0	—	
350	N, O-ジステアリルヒドロキシルアミン	1.0	—	1.0	3.0	—	—	—	—	1.0	—	
351	N, 3'-ジステアリルヒドロキシルアミン	0.015	—	—	—	0.015	—	—	—	—	—	
352	9, 10-ジヒドロ-9-オキサ-10-ホスファアエナントレン-10-オキシド	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	
353	9, 10-ジヒドロキシステアリン酸	—	—	10	—	10	—	10	—	10	—	
354	2, 4-ジヒドロキシ-2-メチルペンタジン	5.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
355	2, 2'-ジヒドロキシ-4-メチルペンタジジン	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	
356	ジフェニルアミン及び2, 4, 4'-トリメチルペンタジンの反応生成物	1.0	—	0.50	—	—	—	—	—	—	—	
357	N, N'-ジフェニル-エチレンジアミン	—	—	—	2.0	—	—	—	—	—	—	
358	ジフェニルエーテルジスルホン酸のモノアルキルエステルのナトリウム塩	1.5	1.7	1.7	3.0	1.7	3.0	1.7	3.0	1.7	3.0	
359	N, N'-ジフェニル-チオ尿素	0.50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
360	2-(4, 6-ジフェニル-1, 3, 6-トリアジン-2-イル)-5-(ヘキサフルオロフェニル)フェノール	0.50	—	0.50	—	0.50	—	0.50	—	0.50	—	
361	4, 4'-ジフェニルメタジジンイソシアネート重合体	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	・食品に接触しない部分に限り、すべての材質区分における材質区分別使用制限は10%とする。 ・フェニルイソシアネート又は2-プロパノールとの反応生成物を含む。 ・分子量1000以上のものに限る。 ・100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
362	2-(ジブチルアミノ)エタノール	3.0	3.0	3.0	—	—	—	—	—	—	—	
363	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-エチルフェノール	0.20	0.10	0.10	—	0.20	—	0.20	—	0.10	—	
364	ジブチルチオカルバミン酸の塩酸塩	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
365	1, 3-ジブチル-1, 3-ジチオキソジスタナチアン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
366	3, 5-ジ-tert-ブチル-4-ヒドロキソ安息香酸 4-tert-ブチル-2-(5-tert-ブチル-2, 3-ジヒドロ-2-オキシ-3-ペンタフルオロフェニル)	—	0.020	—	—	—	—	—	—	0.020	—	
367	5, 7-ジ-tert-ブチル-3-ヒドロキシ-2-(3H)-ベンゾフラン-2-イル及び1, 2-ジメチルベンゼンの反応生成物	0.050	0.10	0.050	0.050	0.10	0.050	0.10	0.050	0.10	0.10	
368	2, 5-ジ-tert-ブチルヒドロキソン	1.5	0.10	2.0	—	—	—	—	—	—	—	
369	2, 6-ジ-tert-ブチル-4-フェニルフェノール	0.20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
370	2, 4-ジ-tert-ブチルフェノール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
371	ジ-tert-ブチルペルオキシド	—	—	0.40	—	—	—	—	—	—	0.40	
372	2, 2-ジフルオロ-2-[1, 1, 2, 2-テトラフルオロ-2-(1, 1, 2, 2-ジフルオロエトキシ)エトキシ]酢酸のアンモニウム塩	0.80	—	—	—	—	—	—	—	—	0.80	
373	ジプロピレングリコール	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
374	ジプロピレングリコールのモノブチルエーテル	—	—	20	—	—	—	—	—	—	20	
375	ジプロピレングリコールのモノメチルエーテル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
376	2, 2-ジプロピル-2-ジメチルアミン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
377	1, 2-ジプロピル-2, 4-ジシアナタジン	—	0.003	—	—	—	—	—	—	—	0.003	
378	ジ(ベンジリチン)ソルビトール	—	—	*	—	*	—	*	—	*	*	
379	ジベンゾイルメタン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
380	ジベンタエリスリトール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

381	脂肪族	*	*	*	*	*	*	*	*	・アルミニウム、アンモニウム、カリウム、カルシウム、鉄、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。 ・炭素数が8から28までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
382	脂肪族アミド	50	11	50	6.0	50	50	50	50	炭素数が6から24までのもの及びそれらの混合物に限る。
383	脂肪族及びトリメチロプロパンからなるエステル	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	脂肪族は炭素数が8から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
384	脂肪族及び2-プロパノールのチタン塩	0.10	1.0	-	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	脂肪族は炭素数が14から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
385	脂肪族の亜硫酸塩	15	15	15	15	15	15	15	15	脂肪族は炭素数が6から22までのもの及びそれらの混合物に限る。
386	脂肪族のペンタエリスリチルエステル	50	50	50	10	50	50	50	50	脂肪族は炭素数が6から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
387	脂肪族のリチウム塩	0.50	1.0	0.50	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	脂肪族は炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。
388	脂肪族 N-(2-ヒドロキシアルキル) -アルキレンジアミン及び尿素の反応生成物	2.0	-	2.0	-	2.0	2.0	2.0	2.0	・アルキレンの炭素数が2から4までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪族は炭素数が8から24までのもの及びそれらの混合物に限る。
389	脂肪族アミン	*	*	*	-	*	*	*	*	炭素数が8から18までのもの及びそれらの混合物に限る。ただし、不飽和の場合は、炭素数が18のものに限る。
390	脂肪族一価アルコール	50	50	50	3.0	50	50	50	50	炭素数が5から6までのもの及びそれらの混合物に限る。ただし、直鎖又は飽和でない場合は、炭素数が8から18までのものに限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
391	N, N'-ジホトカミル-N, N'-ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジニル) -ヘキサメチレンジアミン	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	
392	N, N-ジメチルアミン	3.0	-	-	-	-	3.0	-	-	
393	N, N-ジメチル-6-アミノピラジリン	-	-	-	1.0	-	-	-	-	
394	2-(ジメチルアミノ)エタノール	*	*	*	*	*	*	*	*	
395	5-(ジメチルアミノ)-2-メチル-5-オキソ-吉草酸メチル	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	
396	ジメチルエーテル	-	2.7	2.7	-	2.7	-	2.7	-	
397	N-(1, 1-ジメチル-3-オキソプロピル)-アクリルアミド	-	-	0.50	-	0.50	-	0.50	-	
398	N, N-ジメチル-ジアルキルアンモニウムの塩化物	*	*	*	*	*	*	*	*	各アルキルの炭素数が8から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
399	N, N-ジメチル-シクロヘキシルアミン	0.20	0.20	0.20	-	0.20	0.20	0.20	0.20	
400	1, 3-ジメチル-1, 3-ジブチルジスタントナチアン	-	-	-	0.50	-	-	-	-	
401	ジメチルジシロキサンを主な構成成分とする重合体	50	15	50	-	50	-	50	-	・環状物質を含む。 ・ケイ素元素の数が4以上のもの及び分子量1000未満のものに限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
402	N, N-ジメチル- (水素化処理された牛脂アルキルアミン)	0.25	-	0.25	-	0.25	-	0.25	-	
403	ジメチルチオキソスズ	-	-	-	1.5	-	-	-	-	
404	N, N-ジメチル-ビス(水素化処理された牛脂アルキル) アンモニウムの塩化物	5.0	5.0	5.0	-	5.0	-	5.0	-	
405	2, 5-ジメチル-2, 5-ビス(tart-プロピルペルオキシ)ヘキサン	-	1.0	1.0	-	1.0	-	1.0	-	
406	2, 5-ジメチル-2, 5-ビス(tart-プロピルペルオキシ) -3-ヘキシン	-	0.10	0.10	-	0.10	-	0.10	-	
407	N, N-ジメチル-1, 3-プロパンジアミン	0.60	0.60	0.60	-	0.60	-	0.60	-	脂肪族は炭素数が18のものに限る。
408	N, N-ジメチル-1, 3-プロパンジアミン、1, 3-プロパンジアミン及び二量化処理された不飽和脂肪族の反応生成物	1.6	1.6	1.6	-	1.6	-	1.6	-	
409	3, 5-ジメチル-1-ヘキシン-3-オール	0.50	-	-	-	-	-	-	-	
410	2, 4-ジメチル-6-(1-メチルペンタチル)フェノール	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	
411	酒石酸	*	*	*	*	*	*	*	*	・カリウム及びナトリウムの塩を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
412	食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別添第1又は既記載名称(平成5年厚生省令第120号)に掲げる添加物	*	*	*	*	*	*	*	*	

413	植物油及びエウのうー又は濃縮の物質	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	* ・重合体を含む。 ・通し番号418に該当するものを除く。
414	植物油由来の脂肪層のセリウム塩	-	-	1.0	-	-	-	-	1.0	-	-	1.0	
416	植物油由来の脂肪層のマンガン塩	-	-	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
416	食用油脂	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
417	食用油脂由来の脂肪層	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	* ・アルミニウム、アンモニウム、カリウム、カルシウム、鉄、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。
418	シヨ糖	*	*	-	*	-	-	-	*	-	-	*	
419	ジエーロドメチル(4-メチルフェニル)スルホン	-	-	0.005	0.005	-	-	-	0.005	-	-	0.005	
420	ジラウリン酸ジメチルエステル	0.50	0.50	0.50	0.50	1.5	-	-	0.50	-	-	0.50	
421	水酸化処理されたレシチン	-	-	-	*	-	-	-	*	-	-	*	
422	水酸化処理されたトリオレイン	-	-	-	0.001	-	-	-	0.001	-	-	0.001	
423	水酸化処理された牛脂アミド	3.0	10	10	10	0.60	-	-	10	-	-	10	
424	水酸化処理された牛脂アルキルアミン	5.0	0.060	0.060	0.060	0.060	-	-	5.0	-	-	0.060	
425	水酸化処理された牛脂脂肪酸のグリセリルエステル	2.0	4.0	0.50	4.0	-	-	-	4.0	-	-	4.0	
426	水酸化処理された植物油	50	50	50	50	5.0	-	-	50	-	-	50	
427	水酸化処理された食用油脂	10	10	10	10	5.0	-	-	10	-	-	10	
428	水酸化処理された動物性油脂由来の脂肪層	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	* ・カリウム塩を含む。 ・通し番号427に該当するものを除く。
429	水酸化処理された動物性油脂	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
430	水酸化処理されたN,N-ビス(2-ヒドロキシエチル)-牛脂アルキルアミン	4.0	1.2	-	-	-	-	-	4.0	-	-	1.2	
431	水酸化処理されたヒマシ油、グリセロール及び糖アルコールの反応生成物	3.0	3.0	3.0	3.0	50	-	-	3.0	-	-	3.0	
432	水酸化処理されたヒマシ油脂肪酸及び1,4-ブタンジアミンの反応生成物	0.60	0.60	0.60	0.60	-	-	-	0.60	-	-	0.60	
433	ステレン修飾処理されたグリセロール	-	-	-	-	2.0	-	-	-	-	-	-	
434	ステレン修飾処理されたフェノール	20	-	20	20	2.0	-	-	20	-	-	20	
435	N-ステアリン-エーテルアミド	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
436	N-ステアリン-D-グルコンアミド	1.0	-	-	-	-	-	-	1.0	-	-	-	
437	ステアリン酸及び草酸からなるグリセリルエステル	-	-	-	-	0.50	-	-	-	-	-	-	
438	ステアリン酸のニバルト塩	-	-	1.0	1.0	-	-	-	1.0	-	-	1.0	
439	ステアリン酸のジルコニウム塩	-	-	0.050	0.050	-	-	-	0.050	-	-	0.050	油脂及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。
440	ステアリン酸のセリウム塩	-	-	1.0	1.0	-	-	-	1.0	-	-	1.0	
441	ステアリン酸のマンガン塩	-	-	1.0	1.0	-	-	-	1.0	-	-	1.0	
442	ステアリン酸メチル及び1-(2-ヒドロキシ-2-メチルプロポキシ)-2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジン-1-ールの反応生成物	-	-	0.10	0.10	-	-	-	0.10	-	-	0.10	100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
443	5-スルホイソアブタル酸ジメチル、カリウム及びナトリウムのうち又は塩の塩	5.0	-	2.0	2.0	0.50	-	-	5.0	-	-	2.0	
444	5-スルホイソアブタル酸ジメチルのバリウム塩	-	-	2.0	2.0	-	-	-	2.0	-	-	2.0	
445	9-スルホオキシステアリン酸及び10-スルホオキシステアリン酸のうち又は濃縮のナトリウム塩	-	-	-	1.0	-	-	-	1.0	-	-	1.0	
446	スルホコハク酸のアルキルエステル又はシクロヘキサキルエステル	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	* ・各アルキルの炭素数が4から20までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。
447	スルホン化処理された牛脂	5.0	-	-	-	-	-	-	5.0	-	-	-	各アルキルの炭素数が8のものに限る。
448	セバシン酸アルキル	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
449	セバシン酸ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジン)	5.0	5.0	5.0	5.0	0.50	-	-	5.0	-	-	5.0	材質区分4に使用する場合には、100℃を超える温度で接触に接触する部分に使用してはならない。
450	セバシン酸ビス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジン)	5.0	5.0	5.0	5.0	-	-	-	5.0	-	-	5.0	
451	セバシン酸メチル、2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジン	5.0	5.0	5.0	5.0	-	-	-	5.0	-	-	5.0	
452	ソルビタン及び脂肪酸性油脂由来の脂肪層からなるエステル	-	-	1.0	1.0	-	-	-	1.0	-	-	1.0	
453	ソルビトール及び脂肪酸性油脂由来の脂肪層からなるエステル	-	-	0.21	0.21	-	-	-	0.21	-	-	0.21	
454	ソルビトール及びペンズアルデヒドの反応生成物	1.0	0.70	1.0	1.0	0.70	-	-	1.0	-	-	1.0	
455	ソルビトール、ペンズアルデヒド及び4-メチルペンズアルデヒドの反応生成物	-	-	0.50	-	-	-	-	0.50	-	-	0.50	
456	ソルビン酸	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	* ・カリウム、カルシウム及びナトリウムの塩を含む。 ・通し番号412に該当するものを除く。





品目番号	品名	1.0	2.5	1.5	1.0	2.5	1.0	2.5	1.0	2.5	2.5	通過番号
494	ジエタノールアミン及びトリエタノールアミンのうち一又は複数の物質並びに動物性油脂由来の脂肪酸の反応生成物											通し番号328に該当するものを除く。
495	動物性油脂由来の脂肪酸のグリセリルエステル	50	50	60	30	50	50	50	30	60	50	
496	動物性油脂由来の脂肪酸のジシクロヘキサシルアミン塩	1.6	-	-	-	-	-	-	-	1.6	-	
497	動物性油脂由来の脂肪酸のメチルエステル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
498	動物性油脂及びワラのうち一又は複数の物質	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	通し番号416に該当するものを除く。
499	2-ドデセニルアルコール	1.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0	2.0	カリウム塩及び無水物を含む。
500	トリイソプロパノールアミン	10	10	10	1.0	10	1.0	10	1.0	10	10	100°Cを越える温度で本品に溶解する厚さ0.1mmを越える部分に使用してはならない。
501	トリエタノールアミン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
502	トリエタノールアミン及びギヤレイン酸修飾処理されたトール脂肪酸の反応生成物	10	10	10	0.50	10	0.50	10	0.50	10	10	複製形成時に化学反応を伴う製法用途の分子量1000以上の重合体又はその構成成分として使用する場合は除く。
503	トリエチレンジアミン	2.9	10	10	2.9	10	2.9	10	2.9	10	10	
504	トリエチレンジアミン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
505	トリエチレンジアミンのモノプロプチルエーテル	5.0	5.0	12	-	-	-	-	-	12	12	
506	トリエチレンジアミンのテトラエチルエーテル及びギヤレイン酸からなるエステル	6.0	6.0	6.0	-	-	-	-	-	6.0	6.0	
507	トリエチレンジアミン	*	*	*	-	-	-	-	-	*	*	
508	トリエチレントリアミン	0.060	0.001	0.10	-	-	-	-	-	0.10	0.10	
509	トリエトキシオクタチルシラン	1.0	1.0	1.0	-	-	-	-	-	1.0	1.0	
510	トリエトキシビニルシラン	6.0	-	6.0	-	-	-	-	-	6.0	6.0	
511	2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン, N, N'-ビス(3-アミノプロピル)-エチレンジアミン及びN-プロピル-2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジンアミンを主な構成成分とする重合体	-	0.30	-	-	-	-	-	-	0.30	0.30	分子量1000以上のものに限り。
512	ジブチルアミン, 2, 4, 4-トリメチル-2-ペンタジアンミン及びN-プロピル-2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジンアミンのうち一又は複数の物質, 2, 4, 8-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン並びに1, 6-ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジン-4-ヒベリニル)アミンを主とする重合体	6.0	1.0	3.0	0.60	3.0	0.60	3.0	0.60	6.0	3.0	分子量1000以上のものに限り。
513	トリクロロエタノールのカリウム及びトリウムのうち一又は複数の塩	*	-	-	-	-	-	-	-	*	-	
514	トリス(2-エチルヘキサノール)モノメチルスズ	0.10	0.10	0.10	-	0.10	-	0.10	-	0.10	0.10	
515	1, 3, 5-トリリス(2, 2-ジメチルプロピオニル)ペンゼン	-	0.025	-	-	-	-	-	-	0.025	0.025	
516	トリス(チオグリコール酸オクチル)モノオクタルスズ	3.0	-	-	3.0	-	-	-	3.0	-	-	チオグリコール酸オクチルにおけるオクチル部分は直鎖でないものを含む。
517	トリス(チオグリコール酸アルキル)モノオクタルスズ	-	-	-	3.0	-	-	-	3.0	-	-	アルキルの炭素数が10から16までのものと及びそれらの重合体に限り。
518	トリス(チオグリコール酸アルキル)モノメチルスズ	-	-	-	2.0	-	-	-	2.0	-	-	アルキルの炭素数が8のものに限る。
519	トリス(2-[[3, 4, 8, 10-テトラ-tert-プロピルジペンゾ[d, f][1, 3, 2]-ジオキサホスフェニン-6-イル]オキシ]エチル)アミン	0.60	0.30	0.30	-	0.30	-	0.30	-	0.60	0.30	
520	1, 1, 3-トリリス(4-ヒドロキシ-5-tert-プロピル-2-メチルフェニル)ブタン	0.20	0.30	0.25	0.25	0.30	0.25	0.25	0.25	0.30	0.30	
521	1, 1, 3-トリリス[2-メチル-4-(ニリン酸ジトリヂル)-5-tert-プロピルフェニル]ブタン	-	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	0.60	
522	N, N', N''-トリリス(2-メチルジシクロヘキシル)-1, 2, 3-プロパノールカルボキシルアミド	-	0.25	-	-	-	-	-	-	0.25	0.25	
523	1, 8, 9-トリチオキシ-3, 5:4, 6-O-ビス(4-プロピルフェニル)メチレンジアミン-D-グリセリル-L-グリセリル-D-グリセリル-1, 2, 3-トリチオキシ-4, 6:5, 7-O-ビス[(4-プロピルフェニル)メチレン]ニートール	-	0.75	-	-	-	-	-	-	0.75	0.75	
524	1, 2, 3-トリチオキシ-4, 6:5, 7-O-ビス[(4-プロピルフェニル)メチレン]ニートール	-	0.50	0.050	-	0.50	-	0.050	-	0.50	0.50	
525	トリアニルホスフィン	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
526	1, 1, 1-トリアルコキソステルホルン酸	1.0	-	-	-	-	-	-	-	1.0	-	
527	トリアロキソステルホルン酸の1-エチル-3-メチルイミダゾリウム塩	-	-	1.0	-	-	-	-	-	1.0	-	
528	トリアロキソステルホルン酸	-	0.13	0.13	-	0.13	-	0.13	-	0.13	0.13	
529	トリアロキソステルホルン酸のモノメチルエーテル	-	-	20	-	20	-	20	-	20	20	
530	トリアロキソステルホルン酸	-	-	1.0	-	1.0	-	1.0	-	1.0	1.0	
531	1, 3, 5-トリメチル-2, 4, 6-トリリス(4-ヒドロキシ-3, 5-tert-プロピルペンゼン)ペンゼン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
532	N, N, N-トリメチルペンジレンジアンモニウムの塩化物	3.0	-	-	-	-	-	-	-	3.0	-	

583	2-[2-(2, 2, 4-トリメチルペンチル)フェノキシ]エトキシ]エタンスルホン酸及び2-[2-(2, 4-トリメチルペンチル)フェノキシ]エトキシ]エタンスルホン酸のうち又は該酸のナトリウム塩	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
584	N, N, N-トリメチル-N-オキシプロピルアミンモニウム塩の塩化物	-	45	0.030	-	45	0.40	-	45
585	N, N'-トリメチル-N-ビス(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニル)プロピルアミン	-	-	0.40	-	0.40	-	-	0.40
586	トリメチルアミン	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
587	3-トリメチルシリル-1-プロパンチオール	1.0	1.0	1.0	-	1.0	1.0	-	1.0
588	N-[3-(トリメチルシリル)プロピル]エチレンジアミン	20	20	20	10	20	20	10	20
589	トリメチルゲタノール	1.5	1.5	3.0	-	3.0	3.0	-	3.0
590	トリメチルアミン	0.10	0.10	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25
591	トール油脂肪酸及びトリエチレングリコールからなるエステル	3.0	3.0	10	6.0	10	10	6.0	10
592	トール油脂肪酸及びプロピレングリコールからなるエステル	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
593	ナタネ油脂肪酸及びプロピレングリコールからなるエステル	0.080	0.040	0.080	0.010	0.080	0.080	0.010	0.080
594	ナフテン酸	3.0	0.50	0.50	1.0	0.50	3.0	1.0	0.50
595	ナフテン酸の亜硫酸塩	3.0	-	-	1.0	-	3.0	-	-
596	ナフテン酸の亜硫酸塩	*	-	-	-	-	*	-	-
597	ナフテン酸のジメチルアミン塩	3.0	-	-	-	-	3.0	-	-
598	ナフテン酸のジメチルアミン塩	3.0	-	-	-	-	3.0	-	-
599	ナフテン酸のジメチルアミン塩	*	-	-	-	-	*	-	-
600	ナフテン酸のマンガン塩	1.6	-	-	1.0	-	1.6	-	-
601	β-ナフトール	*	*	*	*	*	*	*	*
602	ニトリロトリリン酸のナトリウム塩	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
603	ニトリロトリリン酸 (メチレンホスホナート)	*	*	*	*	*	*	*	*
604	乳糖	50	50	30	-	50	30	-	30
605	乳糖のチタン塩	*	*	*	*	*	*	*	*
606	尿素	0.57	0.57	0.57	-	0.57	0.57	-	0.57
607	二酸化処理された植物性油脂由来の脂肪酸	2.1	2.1	2.1	-	2.1	2.1	-	2.1
608	二酸化処理された不飽和脂肪酸及びプロポキシ化処理されたグリセロールを主な構成成分とする重合体	5.0	5.0	5.0	-	5.0	5.0	-	5.0
609	二酸化処理された不飽和脂肪酸及びプロポキシ化処理されたブタノールからなるエステル	3.0	1.1	0.50	1.1	0.50	3.0	1.1	0.50
610	ノルボルナン-2, 3-ジカルボン酸のナトリウム塩	0.050	0.31	0.25	-	0.25	0.31	-	0.31
611	1-オクタジニルジニウム塩の塩化物	-	-	0.050	-	0.050	0.050	-	0.050
612	バルミチン酸のマンガン塩	-	0.030	0.030	-	0.030	0.030	-	0.030
613	ビス [2, 2, 1]-ヘプタン-2, 3-ジカルボン酸のカルシウム塩	1.0	0.25	1.0	-	0.25	1.0	-	0.25
614	ビス (イソプロピル) ナフタレン	-	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
615	1, 3 : 2, 4-ジオキサン (4-エチルペンタジリン) -ジニウム塩	-	*	-	-	*	-	-	*
616	ビス [3-エチル-5-メチル-4-(N-メチルイミド)フェニル]メタン	0.50	0.50	2.0	-	2.0	0.50	-	2.0
617	2, 4-ビス (オクチルチオ) -6-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニル) -1, 3, 5-トリアジン	0.20	1.0	0.60	1.0	0.60	0.20	1.0	0.60
618	N, N'-ビス (チリリデン) -1, 2-プロパンジジン	-	-	-	2.0	-	-	2.0	-
619	N, N'-ビス (2, 6-ジイソプロピルフェニル) -カルボジイミド	1.6	1.0	2.0	1.0	2.0	1.6	1.0	2.0
620	1, 4-ビス (3, 4-ジヒドロキシアゾール) -2, 3-ジメチルメタン	-	*	*	*	*	*	*	*
621	N, N'-ビス [3-(3, 5-ジ-tert-ブチル-4-ヒドロキシアゾール) プロピオニル] -ヒドラン	0.10	0.25	0.20	0.20	0.25	0.10	0.25	0.20
622	2-[4, 6-ビス (2, 4-ジメチルフェニル) -1, 3, 5-トリアジン-2-イル] -5-オクタチルオキシフェニル	-	0.30	0.30	-	0.30	0.30	-	0.30
623									
624									
625									
626									
627									
628									
629									
630									
631									
632									
633									
634									
635									
636									
637									
638									
639									
640									
641									
642									
643									
644									
645									
646									
647									
648									
649									
650									
651									
652									
653									
654									
655									
656									
657									
658									
659									
660									
661									
662									
663									
664									
665									
666									
667									
668									
669									
670									
671									
672									
673									
674									
675									

576	N-[3,5-ビス(2,2-ジメチルプロピオニルアミノ)フェニル]-2,2-ジメチルプロピオンアミド	—	0.025	—	—	0.025	—	—	—
577	1,3:2,4-O-ビス(3,4-ジメチルペンジリデン)-ソルビトール	—	*	—	—	*	—	—	*
578	4,4'-ビス(α,α-ジメチルペンジリル)ジフェニルアミン	0.30	—	0.50	—	0.50	—	—	0.50
579	N,N'-ビス(水酸化処理されたナタネ油アルキル)-メチルアミン-N-オキシド	—	0.10	—	—	0.10	—	—	0.10
580	ビス(チオグリコール酸アルキル)ジエチルチルスズ	—	—	—	3.0	—	—	—	—
581	ビス(チオグリコール酸アルキル)ジエチルスズ	—	—	—	2.5	—	—	—	—
582	ビス(チオグリコール酸オクチル)ジエチルチルスズ	2.0	2.0	2.0	5.0	2.0	2.0	2.0	2.0
583	ビス(チオグリコール酸)ジエチルチルスズ及び1,4-ブタンジオールからなるエステル	—	—	—	1.5	—	—	—	—
584	1,6-ビス(2,2,5,6-テトラメチル-4-ペピリジニルアミノ)ヘキサリンチル酸処理された2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン及びモルホリンを主成分とする重合体	—	0.30	0.30	—	—	—	—	0.30
585	N,N'-ビス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ペピリジニル)-イソブチル酸ジブチルチルスズ	0.50	—	0.50	—	—	—	—	0.50
586	ビス(ノニルアミン重リン酸)ペンタエリスリチル	—	—	1.0	—	—	—	—	1.0
587	N,N'-ビス(2-ヒドロキシエチル)-脂肪アミド	*	*	*	*	*	*	*	*
588	ビス[3-(4-ヒドロキシ-3,5-ジ-tert-プロピルフェニル)プロピオン酸](1,2-ジオキソエチレン)ビス(イミノエチレン)	*	*	*	*	*	*	*	*
589	ビス[3-(4-ヒドロキシ-3,5-ジ-tert-プロピルフェニル)プロピオン酸]チオジエチレン	0.50	0.030	0.50	—	—	—	—	0.50
590	2,6-ビス[(2-ヒドロキシ-3-ノニル-5-メチルフェニル)メチル]-4-メチルフェニル	—	2.0	2.0	2.0	2.0	—	—	2.0
591	3,9-ビス(4-ヒドロキシ-3-tert-プロピルフェニル)フェニルチンゲリールからなるジエステル	0.50	0.50	0.50	—	—	—	—	0.50
592	ビス(2-ヒドロキシプロピル)アミン	3.0	—	0.0006	—	—	—	—	0.0006
593	2,2-ビス(ヒドロキシメチル)プロピオン酸	3.0	3.0	3.0	—	—	—	—	3.0
594	ビス(4-tert-プロピル安息香酸)ヒドロキシアルミニウム	—	1.0	—	—	—	—	—	1.0
595	2,5-ビス(5'-tert-プロピル-2-ペンゾキソリル)チオフェン	1.0	1.0	1.0	0.050	1.0	—	—	1.0
596(1)	ビス(マレイン酸モノアルキルエステル)ジエチルチルスズ	—	—	—	5.0	—	—	—	—
596(2)	ビス(マレイン酸モノシクロヘキシル)ジエチルチルスズ	—	—	—	5.0	—	—	—	—
596(3)	ビス(マレイン酸モノペンジリル)ジエチルチルスズ	—	—	—	5.0	—	—	—	—
596(4)	ビス(マレイン酸モノメチキソプロチル)ジエチルチルスズ	—	—	—	5.0	—	—	—	—
597	N,N'-ビス(2-メチルフェニル)-エチレンジアミン	—	—	—	2.0	—	—	—	—
598	2,6-ビス(1-メチルヘブタジリル)-4-メチルフェニル	0.30	—	—	—	—	—	—	0.30
599	1,3:2,4-O-ビス(メチルペンジリデン)-ソルビトール	—	*	*	—	—	—	—	*
600	3,3-ビス(メチキソプロチル)-2,5-ジメチルヘキサン	—	0.030	—	—	—	—	—	0.030
601	9,9-ビス(メチキソプロチル)-9H-フルオレン	—	0.030	—	—	—	—	—	0.030
602	2,4-ビス(テトラチオメチル)-6-メチルフェニル	0.30	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
603	ヒドロキシアルキルエステル不飽和脂肪族アルコール類のうち又は炭酸のナトリウム塩	1.0	0.20	10	—	—	—	—	10
604	4-ヒドロキシ安息香酸アルキル	1.0	1.0	1.0	0.10	—	—	—	1.0

605	4-ヒドロキシ安息香酸エチル	*	*	*	*	*	*	*	*											・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。		
606	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	*	*	*	*	*	*	*	*													
607	4-ヒドロキシ安息香酸を主な構成成分とする重合体	30	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	分子量1000未満のものに限る。		
608	β-[ (ヒドロキシエチル) アミノ] アルキル第二級アルコール	2.0	3.0	3.0	3.0	1.0	1.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	アルコールの炭素数が11から14までのもの及びそれらの混合物に限る。		
609	N-(2-ヒドロキシエチル) -イミダゾリジン	1.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
610	1-(2-ヒドロキシエチル) -2-(8-ヘプタチゼニル) -2-イミダゾリジン	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	—	
611	2-ヒドロキシ-4-オクタチルオキシペンゾフェノン	2.0	0.50	1.0	1.0	0.50	0.50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
612	4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチル安息香酸 2, 4-ジ-tert-ブチルフェニル	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	油質及び脂肪性食品に接触する部分に使用してはならない。	
613	4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチル安息香酸バルミチル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
614	2-(2'-ヒドロキシ-3', 5'-ジ-tert-ブチルフェニル) -5-クロロペンゾトリアゾール	1.0	1.0	1.0	1.0	0.50	0.50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
615	4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニルプロピオン酸アルキル	5.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
616	3-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニル) プロピオン酸アルキル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
617	4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニルプロピオン酸及び1, 6-ヘキサンジオールからなるジエステル	1.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
618	3-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニル) プロピオン酸ジアリル	2.5	6.0	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	—	—	
619	4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニルホスホン酸ジエチル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
620	4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニルホスホン酸モノエチルのカルシウム塩	0.50	0.25	0.50	0.50	0.20	0.50	0.20	0.50	0.20	0.50	0.20	0.50	0.20	0.50	0.20	0.50	0.20	0.50	—	—	
621	12-ヒドロキシステアリンアルコール	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	—	—	
622	12-ヒドロキシステアリン酸	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	アルキルの炭素数が8のものに限る。	
623	12-ヒドロキシステアリン酸アミド	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	—	—	
624	12-ヒドロキシステアリン酸の亜塩基塩	2.5	2.5	2.0	0.020	2.5	2.5	2.0	0.020	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	—	—	
625	12-ヒドロキシステアリン酸のグリセリルエステル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	—	—	
626	12-ヒドロキシステアリン酸のリチウム塩	0.50	0.50	0.50	0.50	1.0	0.50	0.50	1.0	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	—	—	
627	2-ヒドロキシ-1-[4-(2-ヒドロキシエトキシ) フェニル] -2-メチル-1-プロパノール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
628	2-(2'-ヒドロキシ-3'-tert-ブチル-5'-メチルフェニル) -5-クロロペンゾトリアゾール	1.0	1.0	1.0	1.0	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	—	—	
629	3-(4-ヒドロキシ-3-tert-ブチル-5-メチルフェニル) プロピオン酸及びトリエチレングリコールからなるジエステル	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	—	—	
630	(4-ヒドロキシ-3-tert-ブチル-5-メチルフェニル) プロピオン酸の2, 4, 8, 10-テトラオキサスピロ [5, 5] デカタン-3, 9-ジイルピス (2, 2-ジメチル-2, 1-エタンジイル) ジエステル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	—	—	
631	2-ヒドロキシ-4-ヘキシルオキシペンゾフェノン	0.50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
632	1-ヒドロキシ-2-メチルステアリン酸のナトリウム塩	3.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
633	2-ヒドロキシ-2-メチル-1-オキシプロピル化処理されたα-メチルスチレンを主な構成成分とする重合体	2.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
634	4-ヒドロキシメチル-2, 6-ジ-tert-ブチルフェニル	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	—	—
635	2-[2'-ヒドロキシ-5'-メチルフェニル] ペンゾトリアゾール	5.0	5.0	10	5.0	10	5.0	10	5.0	10	5.0	10	5.0	10	5.0	10	5.0	10	5.0	10	—	—
636	2-ヒドロキシ-4-メチルペンゾフェノン	0.50	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	0.30	—	—	
637	ヒドロキノ	0.20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
638	ビニルトリメチシラン	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	—	—	
639	N-ビニルピロリドン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
640	α-ピネン及びフェノールを主な構成成分とする重合体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
641	4, 4'-ビフェニルペンホスホン酸ジトラキサ (2, 4-ジ-tert-ブチルフェニル)	1.0	0.70	1.0	1.0	0.20	1.0	1.0	0.20	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	—	—	
642	ビリチオンの亜塩基塩	0.050	0.080	0.50	0.50	0.10	0.50	0.50	0.10	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	—	—	
643	ビリチオンのナトリウム塩	0.050	0.020	0.050	0.050	0.001	0.050	0.050	0.001	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	—	—	
644	ピロリン酸及びジブチルアミンからなるモノアミド	1.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
645	ピロリン酸 P、P-ジオクタール及び2-プロパノールのチタン塩	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	—	—	
646	ピロリン酸のビベチン塩	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	—	—	
647	2-ブチルイソドール	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

648	1-アミノ-1,9-エノキサントロン及び1-アミノ-1,3-オクタファンジオンのうち又はは複数の物質	-	-	1.0	-	-	-	-	-	-
649	3-(フェニルホスホニル)ペンゼンスルホン酸カリウム塩	0.035	-	-	-	0.035	-	-	-	-
650	2-フェニルフェノール及び4-フェニルフェノールのうち又はは複数の物質	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
651	フェニルホスホン酸	-	-	-	0.010	-	-	-	0.010	-
652	フェニルホスホン酸の亜塩基	-	-	-	2.0	-	-	-	2.0	-
653	4-(フェニルメトキシ)フェノール	-	-	2.0	-	-	-	-	-	-
654	2,2'-(1,4-フェニレン)ビス(3,1-ベンゾオキサジン-4-オン)	-	-	-	1.0	-	-	-	1.0	-
655	N,N'-フェニレンビス(メチレン)ビス(12-ヒドロキシステアリン酸アミド)	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6	8.6
656	フェノチアジン	4.0	-	0.12	-	-	-	-	0.12	-
657	フェノール及びメチルフェノールのうち又はは複数の物質並びに複数のエステルの塩	-	-	-	5.0	-	-	-	5.0	-
658	tert-ブタノール	*	*	*	*	*	*	*	*	*
659	ブタノールのアルミニウム塩	10	-	10	-	10	-	10	-	10
660	ブタノールのチタン塩	35	0.050	20	-	35	-	20	-	35
661	ブタノールエトキシカルボニルメチル	*	-	-	-	-	-	-	-	-
662	ブタノールオクタノール	-	-	30	-	-	-	-	-	-
663	ブタノールジソブチル	2.0	2.0	2.0	-	2.0	-	2.0	-	2.0
664	ブタノールエチル	*	-	*	-	*	-	*	-	*
665	ブタノールジブチル	30	2.0	30	-	30	-	30	-	30
666	ブタノールジシクロヘキシル	50	76	50	76	50	76	50	76	50
667	ブタノールジシズル	9.5	-	50	-	9.5	-	50	-	9.5
668	ブタノールニル	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
669	ブタノールヘキシル	-	-	-	-	-	-	-	-	-
670	ブタノールヘキサステアリル	-	-	-	-	-	-	-	-	-
671	ブタノールビス(2-エチルヘキシル)	-	-	-	-	50	-	-	-	-
672	ブタノールビス(2-ブトキシエチル)	-	-	40	-	-	-	40	-	-
673	ブタノールベンジル	6.0	6.0	6.0	33	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0
674	ブタノールトリキシル	*	-	*	-	*	-	*	-	*
675	1,3-ブタンジオール	-	-	-	-	-	-	-	-	-
676	1,4-ブタンジオール	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
677	1,3-ブタンジオール及びメタクリル酸からなるジエステル	0.30	0.30	0.50	0.30	0.50	0.30	0.50	0.30	0.50
678	1,2,3,4-ブタンテトラカルボン酸1,2,3,4-テトラキス(2,2,6,6-テトラメチル-4-ピペリジン)	-	0.15	-	-	-	-	0.15	-	-
679	ブタン-1,2,3,4-テトラカルボン酸1,2,3,4-テトラキス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジン)	-	0.50	-	-	-	-	0.50	-	-
680	4,4'-ブチリデンビス(2-tert-ブチル-3-メチルフェニルエタノール)	1.5	2.0	1.5	-	2.0	1.5	-	2.0	1.5
681	4,4'-ブチリデンビス(2-tert-ブチル-5-メチルフェニル)	0.60	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0
682	4-tert-ブチル安息香酸	1.0	1.0	1.0	-	1.0	-	1.0	-	1.0
683	4-tert-ブチル安息香酸の亜塩基	-	-	-	-	-	-	-	-	-
684	ブチル化処理されたビスフェノールA	-	-	-	-	-	-	-	-	-
685	4-tert-ブチルカチオン	1.0	-	-	-	-	-	-	-	-
686	N-ブチル-カルバミン酸3-ヨード-2-プロピニル	0.30	-	-	-	-	-	-	-	-
687	2-ブチル-2-(4-ヒドロキシ-3,5-ジ-tert-ブチルペンシル)プロピルビス(1,2,2,6,6-ペンタメチル-4-ピペリジン)	7.5	1.0	1.0	-	1.0	-	7.5	-	1.0
688	tert-ブチルヒドロキノン	*	-	*	-	*	-	*	-	*
689	tert-ブチルトリロキノン	5.0	5.0	5.0	-	5.0	-	5.0	-	5.0
690	N-ブチルベンゼンスルホン酸アミド	6.0	-	6.0	-	6.0	-	6.0	-	6.0
691	tert-ブチルホスホン酸カリウム塩	-	0.15	-	-	-	-	0.15	-	-
692	2-tert-ブチル-6-メチル-4-(3-[(2,4,8,10-テトラ-tert-ブチルジシノウ[d,i,f][1,3,2]ジオキソホスフェニル-6-イール)オキシ]プロピル)フェノール	0.50	0.50	0.50	0.20	0.50	0.50	0.20	0.50	0.50

593	1, 2-ブトキシシロ化及びプロポキシシロ化のうち一又は複数の処理がされたシロ素	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	1, 2-ブトキシシロ化及びプロポキシシロ化のうち一又は複数の付加数が4以上のものに限る。 ・脂肪族は炭素数が8から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・モノ、ジ及びトリエステル並びにそれらの混合物を含む。
594	不飽和脂肪酸及びソルビタンからなるエステル	*	*	*	*	*	*	*	*	・脂肪族は炭素数が4から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪族一価アルコールは炭素数が1から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
595	不飽和脂肪酸及び直鎖脂肪族一価アルコールからなるエステル	30	5.0	30	30	30	30	30	30	・脂肪族は炭素数が4から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪族一価アルコールは炭素数が1から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
596	不飽和脂肪酸及び枝鎖脂肪族一価アルコールからなるエステル	*	*	*	*	*	*	*	*	・脂肪族は炭素数が16及び18のもの並びにそれらの混合物に限る。 ・脂肪族は直鎖でないものに限る。 ・脂肪族一価アルコールは炭素数が3から18までのもの及びそれらの混合物に限る。
597	フマル酸	*	*	*	*	*	*	*	*	・通し番号412に該当するものを除く。 ・ナトリウム塩を含む。
598	フマル酸ジブチル	1.6	1.0	0.50	—	1.6	1.0	0.50	1.0	重合体を含む。
599	フマル酸ビス (2-エチルヘキシル)	3.0	3.0	3.0	—	3.0	3.0	3.0	3.0	
700	2-ブロボタン-1, 3-ジオールとペンタジールホルホルのチタン塩	4.0	—	2.5	—	4.0	—	2.5	2.5	
701	2-ブロボタン-1, 3-ジオールのチタン塩	2.0	2.0	2.0	0.020	2.0	2.0	2.0	2.0	
702	N, N'-1, 3-ブロボタンジイル-ビス (N'-アステアリル-尿素)	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	0.080	
703	プロピルトリメトキシシラン	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0	1.0	1.0	ジプロピレングリコール及びトリプロピレングリコールを除く。
704	プロピレングリコール単量重合体	*	*	*	*	*	*	*	*	
705	プロピレングリコールジメチルアセテート	—	—	0.0005	—	—	—	0.0005	0.0005	
706	2-ブロボタン-2-ニトロ-1, 3-ブロボタンジオール	5.0	5.0	5.0	1.0	5.0	5.0	5.0	5.0	
707	分子量1000以上の飽和炭化水素	*	*	*	*	*	*	*	*	・沸点特性の概念がある物質並びに通し番号108 (2) 及び412に該当するものを除く。 ・常圧で固形でないものに限る。 ・炭素数が9以上のもの及びそれらの混合物に限る。 ・芳香族炭化水素を含む。
708	分子量1000以上の飽和炭化水素	*	*	*	*	*	*	*	*	・脂肪族炭化水素を含む。 ・常圧で固形でないものに限る。 ・炭素数が8以上のもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号108 (2) 及び412に該当するものを除く。
709	分子量1000未満の不飽和炭化水素	*	*	*	*	*	*	*	*	・沸点特性の概念がある物質並びに通し番号412, 544及び566に該当するものを除く。 ・炭素数が9以上のもの及びそれらの混合物に限る。 ・芳香族炭化水素を含む。
710	分子量1000未満の不飽和炭化水素	*	*	*	*	*	*	*	*	・脂肪族炭化水素を含む。 ・炭素数が8以上のもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
711	ヘキサ (ステアリン酸) ジベンタエリスリチル	0.50	—	—	1.0	0.50	—	—	0.50	
712	1, 1, 1, 3, 3, 3-ヘキサメチルジシラン	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0	1.0	1.0	
713	ヘキサメチルジシランエト	—	—	—	5.0	—	—	—	—	
714	ヘキサメチルシラン	*	*	*	*	*	*	*	*	
715	N, N'-ヘキサメチレン-ビス [3-(4-ヒドロキシ-3, 5-ジ-tert-ブチルフェニル) プロピオン酸アミド]	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
716	ヘキサメチレンビス (12-ヒドロキシステアリン酸アミド)	3.5	3.5	3.5	2.0	3.5	3.5	3.5	3.5	
717	ヘキサトリメトキシシラン	1.0	1.0	1.0	—	1.0	1.0	1.0	1.0	
718	ヘプタン酸	—	—	—	1.0	—	—	—	—	アルミニウム、カリウム、カルシウム、ナトリウム及びマグネシウムの塩を含む。
719	ヘプタン酸のリチウム塩	—	—	—	0.60	—	—	—	—	
720	N-ペンタリル-N, N-ジメチル-アルキルアンモニウム塩化物	3.0	3.0	10	—	10	10	10	10	アルキルの炭素数が8から20までのもの及びそれらの混合物に限る。

721	1, 2-ペンゾイソキサゾン	1.0	2.0	1.0	0.20	2.0	2.0	ナトリウム塩を含む。
722	4-(2-ペンゾキサンゾリル)-4'- (5-メチル-2-ペンゾキサンゾリル) スチルベン	0.050	0.030	1.0	0.050	1.0	1.0	
723	ペンゾジアミン	35	-	0.20	-	35	0.20	
724	1, 2, 3-ペンゾトリアゾール	0.50	0.10	0.50	-	0.50	0.50	
725	2-(2H-ペンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルピペリル) フェノール	10	10	10	5.0	10	10	
726	2-(2H-ペンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ビス(1-メチル-1-フェニルエチル) フェノール	3.0	1.0	10	2.0	10	10	
727	2-(2H-ペンゾトリアゾール-2-イル)-4-メチル-6-アルキルフェノール	5.0	-	5.0	5.0	5.0	5.0	アルキルの炭素数が12のものに限る。
728	2-(2H-ペンゾトリアゾール-2-イル)-6-(1-メチル-1-フェニルエチル)-4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルピペリル) フェノール	5.0	5.0	5.0	-	5.0	5.0	
729	ペンタエリスリトール	*	*	*	*	*	*	
730	ペンタエリスリトール及びホスホキシルアルキルからなる環状ジエステル	1.0	-	1.0	-	1.0	1.0	各アルキルの炭素数が13のものに限る。
731	16, 18-ペンタトリアコンタンジオン及び18, 20-ヘプタトリアコンタンジオンのうち一つ又は複数の物質	-	-	-	0.040	-	-	100℃を超える温度で食品に接触する部分に使用してはならない。
732	2, 2, 5, 7, 8-ペンタメチル-6-クロモノール	-	-	0.008	-	0.008	0.008	
733	ホウ酸及び飽和脂肪族からなるグリセリルエステル	2.0	2.0	2.0	4.0	2.0	2.0	・カルシウム塩を含む。 ・脂肪族は炭素数が16及び18のもの並びにそれらの混合物に限る。
734	飽和脂肪族及び置換脂肪族一価アルキルからなるエステル	50	5.0	50	40	50	50	・脂肪族は炭素数が4から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪族一価アルキルは炭素数が1から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
735	飽和脂肪族及び分枝脂肪族一価アルキルからなるエステル	30	2.0	30	30	30	30	・脂肪族は炭素数が12から22までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・脂肪族一価アルキルは炭素数が3から18までのもの及びそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
736	飽和脂肪族の臭塩	0.020	-	-	-	0.020	-	
737	飽和脂肪族のコバルト塩	-	1.0	1.0	-	1.0	1.0	・脂肪族は炭素数が10のものに限る。 ・脂肪族は直鎖でないものに限る。
738	飽和脂肪族の銅塩	3.0	-	-	-	3.0	-	・脂肪族は炭素数が10のものに限る。 ・脂肪族は直鎖でないものに限る。
739	飽和脂肪族のビスマス塩	0.50	0.50	0.50	-	0.50	0.50	・脂肪族は炭素数が10のものに限る。 ・脂肪族は直鎖でないものに限る。
740	飽和炭化水素	*	*	*	*	*	*	・脂肪族は炭素数が14, 16及び18のもの並びにそれらの混合物に限る。 ・脂肪族は直鎖のものに限る。
741	浸食子酸	3.0	3.0	3.0	-	3.0	3.0	
742	浸食子酸アルキル	1.6	0.001	0.001	5.0	1.6	0.001	・アルキルは直鎖のものに限る ・各アルキルの炭素数が3, 8及び12のもの並びにそれらの混合物に限る。 ・通し番号412に該当するものを除く。
743	マルチトール	-	-	-	*	-	-	
744	マレイン酸	3.0	-	3.0	3.0	3.0	3.0	
745	マレイン酸ジアルキル	0.50	-	-	-	0.50	-	
746	マレイン酸ジエチル	1.0	0.10	0.10	5.0	1.0	0.10	エステル化処理されたもの及び重合体を含む。
747	マレイン酸ジブチル	5.0	-	-	-	5.0	-	
748	マレイン酸塩処理された脂肪族	11	10	10	10	11	10	脂肪族は炭素数が14から18までのもの及びそれらの混合物に限る。ただし、不飽和脂肪族である場合は、炭素数が16から18までのものに限る。
749	マレイン酸塩処理されたトール油脂肪族	1.1	1.1	1.1	-	1.1	1.1	
750	マレイン酸塩ビス(2-エチルヘキシル)	48	-	48	-	48	48	

番号	品名	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
751	マレイン酸モノエチル											
752	無水コハク酸	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
753	無水5-(2,5-ジオキソテトラヒドロフリル)-3-メチル-3-シクロヘキセン-1,2-ジカルボン酸	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
754	無水トリメリット酸	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
755	無水ピロメリット酸	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
756	無水アタル酸	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
757	無水3-ヘキソピセニルコハク酸	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
758	無水マレイン酸	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
759	無水4-メチル-1,2-シクロヘキサンジカルボン酸	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
760	無水メチルシクロヘキセン-1,2-ジカルボン酸	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
761	メタクリル酸グリシジル	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
762	メタクリル酸3-(トリメトキシシリル)プロピル	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
763	メタクリル酸2-ヒドロキシエチル及びリン酸からなるエステル	1.0										
764	メタアール	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
765	N-メチル-イソチアゾン	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
766	2-メチルオキシラン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
767	N-メチル-カルバミン酸2-tert-ブチルアミノール	0.45										0.45
768	N-メチル-5-クロロイソチアゾン	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
769	N-メチル-ジエタノールアミン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.030
770	4-メチル-2-ジエタノール	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0
771	N-メチル-タウリン及びキシトリン酸からなるアミドナトリウム塩	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
772	メチルトリメトキシシラン	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
773	N-メチル-ピロリドン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
774	4-メチルベンゼンスルホン酸	5.0	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
775	2-メチルベンゼンスルホン酸アミド	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
776	4-メチルベンゼンスルホン酸アミド	5.0										0.30
777	メチレンジチオジアネート	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
778	2,2'-メチレンビス(4-エチル-6-tert-ブチルフェノール)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
779	2,2'-メチレンビス(6-シクロヘキシル-4-メチルフェノール)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
780	2,2'-メチレンビス(4,6-ジ-tert-ブチルフェニル)リン酸のナトリウム塩	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
781	2,2'-メチレンビス(4,6-ジ-tert-ブチルフェニル)リン酸の水酸化物アルミニウム塩	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
782	4,4'-メチレンビス(2,6-ジ-tert-ブチルフェノール)	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
783	N,N'-メチレンビス(スチアリン酸アミド)	0.050	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
784	4,4'-メチレンビス(アエニルカルバミン酸)ジスタアリル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.2
785	2,2'-メチレンビス[6-(2,4,6-トリメチルフェノール)-4-(1,3,5-トリメチルフェニル)フェノール]	5.0	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40	2.0
786	2,2'-メチレンビス[6-(1-メチルシクロヘキシル)-4-メチルフェノール]	-	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
787	2,2'-メチレンビス(4-メチル-6-ニルフェノール)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.0
788	2,2'-メチレンビス(4-メチル-6-tert-ブチルフェノール)	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
789	2-(メトキシカルボニルアミノ)-1H-ベンゾイミダゾール	-	5.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
790	1-(2-メトキシ-1-メチル-1H-ベンゾイミダゾール)	0.050	0.050	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50	0.50
791	3-メトキシ-3-メチル-1-ブタノール	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
792	メラニン	1.5	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
793	3-メチルプロピオン酸ジブチルエステル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
794	2-メルカプトベンゾイミダゾール	-	-	-	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
795	2-メルカプトベンゾチオゾール塩	0.20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
796	2-メルカプトベンゾチオゾールのナトリウム塩	*	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
797	脂肪酸脂肪酸及びプロピレングリコールからなるジエステル	3.0	3.0	10	10	10	10	10	10	10	10	10
798	セノアチルエステル	0.50	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050
799	ネオペンチルトリグリセリド	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
800	モンタン酸2-ヒドロキシエチル	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
801	モンタン酸ジブチル	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
802	モンタン酸ジブチル	10	5.0	10	10	10	10	10	10	10	10	10
803	キシトリン	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
804	キシトリンアミン	-	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050
805	N-ラクトリル-α-ブチルアミンの塩酸塩	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0





